# 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出日】 2020年2月20日

【計算期間】 第20特定期間(自 2019年5月21日 至 2019年11月20日)

【ファンド名】 東京海上・ニッポン世界債券ファンド(為替ヘッジあり)

【発行者名】 東京海上アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 後藤 俊夫

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【事務連絡者氏名】 尾崎 正幸

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【電話番号】 03-3212-8421

【縦覧に供する場所】 該当なし

# 第一部【ファンド情報】

# 第1【ファンドの状況】

# 1【ファンドの性格】

# (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

#### ファンドの目的

主として「東京海上・ニッポン世界債券マザーファンド」(以下「マザーファンド」ということがあります。)受益証券に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

### 基本的性格

当ファンドは、追加型投信 / 海外 / 債券に属します。 当ファンドの商品分類表および属性区分表は、以下の通りです。

#### 商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 ( 収益の源泉 )
単位型投信	国内	株 式 債 券
	海外	不動産投信
追加型投信	内 外	その他資産 ( )
		資産複合

### 属性区分表

机次针色次立	法管路由	内区分化	+几 >欠 Ⅲ √ 台ビ	女 扶 ヘ いご
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般   大型株   中小型株	年2回	日本を除く)		
ー 中小室体      債券	年4回	北米	ファミリーファンド	あり
一般	年6回			(フルヘッジ)
公債   社債	(隔月)	区外		
その他債券 クレジット属性	年12回 (毎月)	アジア		
( )	日々	オセアニア		
不動産投信	その他	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(債券	( )	アフリカ		
(一般)))		中近東 (中東)		
資産複合		エマージング		
) 資産配分固定型 資産配分変更型		1		

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

投資形態が、ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて 投資することとなりますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産が異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

### 商品分類の定義

		同印力無のた我
単位型・ 追加型	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行
	<b>产</b> 加至12旧	われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいい
		ます。
 投資対象		日論見書または投資信託約款において、組入資産による
投員別家  地域		
101线		主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の
	N= 11	記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による
		主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の
		記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外
		の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載が
		あるものをいいます。
投資対象	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による
資産		主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載が
		あるものをいいます。
	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による
		主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載が
		あるものをいいます。
	不動産投信(リート)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による
	,	主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券お
		よび不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載が
		あるものをいいます。
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、組入資産による
		主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信
		以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいま
		す。
İ	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不
	PEND I	動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資
		収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいま
		す。
独立区分	MMF (マネー・マネージ	」。 │一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する
12775	メント・ファンド)	規則」に定められるMMFをいいます。
	MRF(マネー・リザー	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する
		放社団広へ投資に記励去の   MM   寺の建営に関する  規則」に定められるMRFをいいます。
	ブ・ファンド)	1 - 1
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政会の日)第43条第4号及び第3号に担党する法律施行令(平成12年政
		令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託
		並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4
せっひゃ	/ \	の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動
	4 + 7 + 7 1	する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して
		注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みある
		いは運用手法の記載があるものをいいます。
立口八粁4	<del></del>	おかんがつゅう「キロハ粉に関するお外 カナトに呑むんな

商品分類の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

#### 属性区分の定義

	バライエニングでスという。								
投資対象	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのもの						
資産			をいいます。						
		大型株	目論見書または投資信託約款において、主として大型株						
			に投資する旨の記載があるものをいいます。						

		中小型株	目論見書または投資信託約款において、主として中小型 株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		—— —— ——	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	目論見書または投資信託約款において、日本国または各 国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機 関債、国際機関債を含みます。以下同じ。)に主として
		社債	投資する旨の記載があるものをいいます。 目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいま
		その他債券	す。 目論見書または投資信託約款において、公債または社債 以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをい います。
		格付等クレ ジットによる 属性	目論見書または投資信託約款において、上記債券の「発
	不動産投信		目論見書または投資信託約款において、主として不動産 投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		目論見書または投資信託約款において、主として株式、 債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるも のをいいます。
	資産複合	資産配分 固定型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
		資産配分 変更型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
決算頻度	年1回	L	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する 旨の記載があるものをいいます。
	年2回		目論見書または投資信託約款において、年2回決算する 旨の記載があるものをいいます。
	年4回		目論見書または投資信託約款において、年4回決算する 旨の記載があるものをいいます。
	年6回(隔月	月)	目論見書または投資信託約款において、年6回決算する 旨の記載があるものをいいます。
	年12回(毎月	月)	目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月) 決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨 の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象 地域	グローバル		目論見書または投資信託約款において、組入資産による  投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの  をいいます。
	日本		目論見書または投資信託約款において、組入資産による 投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの をいいます。
	北米		目論見書または投資信託約款において、組入資産による 投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載がある ものをいいます。
	区欠州		目論見書または投資信託約款において、組入資産による 投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載がある ものをいいます。
	アジア		目論見書または投資信託約款において、組入資産による 投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨 の記載があるものをいいます。

有価証券報告書<u>(内国投資</u>信託受益証券)

		有価証券報告書(内国投資化
	オセアニア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による
		投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載
		があるものをいいます。
	中南米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による
		投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があ
		るものをいいます。
	アフリカ	目論見書または投資信託約款において、組入資産による
		投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載が
		あるものをいいます。
	中近東 ( 中東 )	目論見書または投資信託約款において、組入資産による
		投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があ
		るものをいいます。
	エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による
		投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の
		資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託
		(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除
		きます。)を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関す
		る規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズ
		をいいます。
為替	あり	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッ
ヘッジ		ジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があ
		るものをいいます。
	なし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを
		行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う
		旨の記載がないものをいいます。
対象イン	日経225	目論見書または投資信託約款において、日経225に連
デックス		動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいま
		す。
	TOPIX	目論見書または投資信託約款において、TOPIXに連
		動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいま
		<b>す。</b>
	その他	上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッ
		ジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指
		数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若し
		くは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをい
	5 W (1) TO TO THE	います。
	条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資
		またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標と
		する投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や
		信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる
		一定の条件によって決定される旨の記載があるものをい
		います。
	ロング・ショート型	目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左
	/ 絶対収益追求型	右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・
		ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載がある
	7.0/4円	ものをいいます。
	その他型	目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲しばる屋供のいずれにも該当したい特殊な分割である。
		げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは
1		運用手法の記載があるものをいいます。

運用手法の記載があるものをいいます。 属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

### 信託金の限度額

当ファンドの信託金限度額は、信託約款の定めにより5,000億円となっています。ただし、受託会社と合意のうえ、変更することができます。



# 主として日系発行体の外貨建債券に投資します。

主として「東京海上・ニッポン世界債券マザーファンド」を通じて、日系発行体(日本企業もしくはその子会社、日本の政府機関等)が世界で発行する外貨建債券等に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

#### <投資する債券の範囲>

ファンドが実質的に投資対象とする外貨建債券は、一般事業法人が発行する社債や金融機関が 発行する劣後債のほか、地方公共団体や国際協力銀行等が発行する特殊債等です。海外で発行 するため、海外現地法人等が発行体となっている場合があります。

#### 劣後債

発行体の経営破たん時に、借入金や普通社債等よりも債務弁済の順位が劣る債券のこと。その分、 普通社債等に比べて利率が高くなります。償還期限に定めのない「永久劣後債」と、償還期限が ある「期限付劣後債」があります。

- 日本の企業における資金調達ニーズは、経済のグローバル化に伴う「現地通貨での資金調達」や 「資金調達方法の多様化」等を背景に、高まりつつあります。これに伴い、世界で活躍する日本の 企業は、国内のみならず海外市場での外貨建債券発行を通じた資金調達を行っています。
- 同一の発行体で『外貨建社債』に為替ヘッジを行った場合であっても、円建社債よりも相対的に 高い利回りが期待できます。

※利回り格差の縮小や短期金利差の拡大等により、上記のようにならないことがあります。

 原則として、発行体(母体企業の格付けを含みます。)がA格相当以上\*の外貨建債券等を投資 対象とします。

\*Moody's社、S&P社、R&I社、JCR社、Fitch社(2019年11月現在)のいずれかからA格相当以上の格付けを取得しているもの

#### 《格付け(S&P社)と信用力》



#### 格付けとは

- 格付機関が金融機関を含めた社債等の発行会社について、 債務の支払能力等を評価するものです。
- 一般的に、投資適格債は元本や利息の支払いが相対的に 安全であると評価されている債券で、S&P 社等の格付 機関により、BBB 格以上と格付けされた債券のことを 指します。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



# 先進3通貨圏の外貨建債券に投資を行い、対円で為替ヘッジします。

- 北米通貨圏と欧州通貨圏、オセアニア通貨圏の外貨建債券に投資を行います。
- 原則として、対円で為替ヘッジを行うことにより、為替変動リスクの低減を図ります。
- ※為替ヘッジを行うことで、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。
- ※一般的に、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、これらの金利差相当分のヘッジコストが発生します。ただし、 為替市場における需給の影響等によっては、金利差相当分以上のヘッジコストがかかる場合があります。

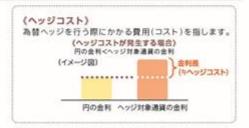


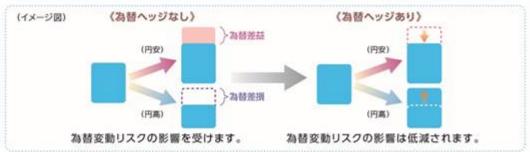
※上図はイメージであり、変更される場合があります。

#### 為替ヘッジについて

#### ●為替ヘッジとは

外貨建資産を組み入れた際に為替変動リスクを低減する ために用いられる手法です。





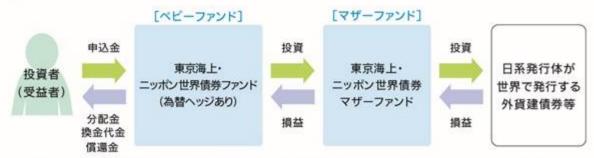
※上図はイメージであり、為替ヘッジに要する費用等を考慮しておりません。また、実際に上記のようにならないことがあります。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

# ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式により運用を行います。



※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

#### 主な投資制限

株 式

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 (ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。)

外貨建資産

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

### 分配方針

#### ◎毎月決算を行います。

毎月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として次の方針に基づき分配を行います。
 分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた利子等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配にあたっては、原則として、毎決算時に利子等収益を中心に継続的に安定した分配を行うことを めざします。また、6月と12月の決算時においては、原則として利子等収益に売買益(評価益を含みます。) を付加した額から分配を行う場合があります。

収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が 少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

#### 《イメージ図》

決算	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分配	Ä	ă	ă	ă	ă	Ž.	ă	ă	Ä	ă	ă	ä

①上図はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について、示唆・保証するものではありません。 実際の分配金額は運用実績に応じて決定されます。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

# 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

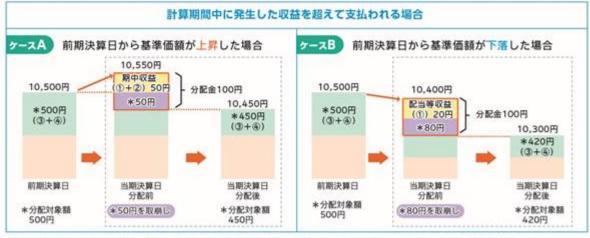


- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
  - ※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。 分配対象額とは。

①配当等収益(経費控除後) ②評価益を含む売買益(経費控除後) ③分配準備

③分配準備積立金 ④

④収益調整金 です。



- ①上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。
  - 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払 戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値 上がりが小さかった場合も同様です。



※ 元本払戻金(特別分配金)は 実質的に元本の一部払戻しと みなされ、その金額だけ個別 元本が減少します。また元本 払戻金(特別分配金)部分は 再提股扱いとなります。

普通分配金 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

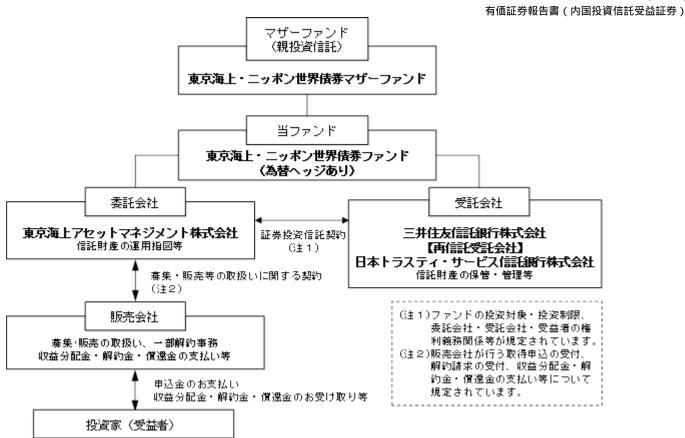
元本払戻金(特別分配金) 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

#### (2)【ファンドの沿革】

2009年12月30日 ファンドの設定、運用開始

#### (3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



#### 委託会社の概況

- ・名称 東京海上アセットマネジメント株式会社
- ・資本金の額 20億円(2019年11月末日現在)
- ・会社の沿革
  - 1985年12月 東京海上グループ(現:東京海上日動グループ)等の出資により、資産運用 ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名 にて資本金2億円で設立
  - 1987年2月 投資顧問業者として登録
    - 同年6月 投資一任業務認可取得
  - 1991年4月 国内および海外年金の運用受託を開始
  - 1998年5月 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の 委託会社としての免許取得
  - 2007年9月 金融商品取引業者として登録
  - 2014年4月 東京海上アセットマネジメント株式会社に社名変更
  - 2016年10月 東京海上不動産投資顧問株式会社と合併
- ・大株主の状況(2019年11月末日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	38,300株	100.0%

### 2【投資方針】

#### (1)【投資方針】

#### 1.基本方針

当ファンドは、主として「東京海上・ニッポン世界債券マザーファンド」受益証券に投資を行い、安定 した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

#### 2.運用方法

#### (1) 主要投資対象

主としてマザーファンド受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。なお、有価証券等の資産に直接投資することがあります。

#### (2) 投資態度

主として日系発行体(日本企業もしくはその子会社、日本の政府機関等)が世界で発行する外貨建ての債券等を主要投資対象とするマザーファンド受益証券に投資します。

当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。

原則として、為替ヘッジを行うことにより、為替変動リスクの低減を図ります。

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

# <参考情報>マザーファンドの運用の基本方針、主な投資対象と投資制限(要約)

#### 東京海上・ニッポン世界債券マザーファンド

1.基本方針

安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

- 2. 運用方法
- (1) 主要投資対象

主として外貨建ての債券等に投資します。

(2)投資態度

主として日系発行体(日本企業もしくはその子会社、日本の政府機関等)が世界で発行する外貨建ての債券等に投資し、インカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。なお、流動性確保の観点から、外国の短期金融商品や国債などを組入れる場合があります。

組入銘柄は、原則としてA格相当以上の格付けを有する発行体(母体企業格付けを含みます。)が発行する外貨建ての債券等とします。

通貨配分は、北米通貨圏、欧州通貨圏、オセアニア通貨圏を概ね3分の1ずつとすることを基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、通貨比率の調整のため為替予約取引等を用いる場合があります。

#### 3. 運用制限

- (1)株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。(ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。)
- (2) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- (3)新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (4)投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

#### (2)【投資対象】

- 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
  - (1) 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。 以下同じ。)

有価証券

デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。)

金銭債権( に掲げるものに該当するものを除きます。)

約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)

(2) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

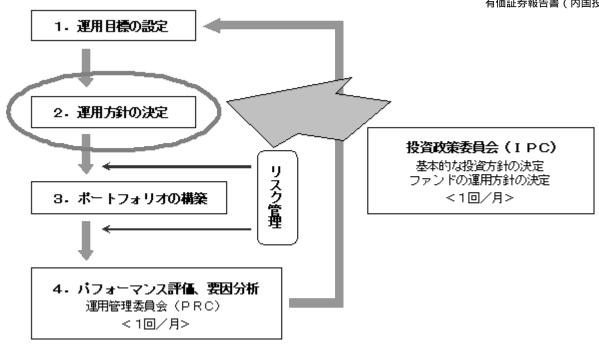
- 2.委託会社は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された「東京海上・ニッポン世界債券マザーファンド」の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
  - (1) 転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得した株券および新株引受権 証書
  - (2) 国債証券
  - (3) 地方債証券
  - (4) 特別の法律により法人の発行する債券

- (5) 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
- (6) 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- (7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- (8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいい ます。)
- (9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- (10)コマーシャル・ペーパー
- (11)新株引受権証券 (新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を 含みます。)および新株予約権証券
- (12)外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(1)から(11)までの証券または証書の性質を 有するもの
- (13)投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい ます。)
- (14)投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものを いいます。)
- (15)外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- (16)オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- (17)預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- (18)外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (19)指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- (20)抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- (21)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益 証券に表示されるべきもの
- (22)外国の者に対する権利で上記(21)の有価証券の性質を有するもの
- なお、(1)の証券または証書、(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券、(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものならびに(14)の投資法人債券を以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。
- 3.委託会社は、信託金を、上記2.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
  - (1) 預金
  - (2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  - (3) コール・ローン
  - (4) 手形割引市場において売買される手形
  - (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  - (6) 外国の者に対する権利で上記(5)の権利の性質を有するもの
- 4.上記2.の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### (3)【運用体制】

当ファンドの運用は、投資方針に基づき外貨建ての債券等に投資します。実質的な運用は、マザーファンドで行います。マザーファンドの運用方針は、毎月開催される投資政策委員会において決定します。

東京海上アセットマネジメント株式会社(E06433) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)



当ファンドは債券運用部グローバル債券運用グループが社内規則である「投資運用業に係る業務運営規程」に基づき運用を担当します。

運用におけるリスク管理は、運用管理部(5~10名程度)による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会(管理本部長を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に関係する各部長が参加)において投資行動の評価が行われます。(リスク管理についての詳細は、「3投資リスク」の「3.管理体制」をご参照ください)

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会(運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加)において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

(上記の体制や人員等については、2019年12月1日現在)

#### (4)【分配方針】

月1回(原則として毎月20日、休業日の場合は翌営業日)決算を行い、毎決算時に原則として以下の通り収益分配を行う方針です。

分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた利子等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とし、原則として、毎決算時に利子等収益を中心に継続的に安定した分配を行うことを目指します。また、6月と12月の決算時においては、原則として利子等収益に売買益(評価益を含みます。)を付加した額から分配を行う場合があります。収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。なお、収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、投資方針に基づいて運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- a.配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額 (「利子等収益」といいます。)は、諸経費()、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税 等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の 分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- b.売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費()、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  - ( )諸経費とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用(消費税等相当額を含みます。)、信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます。)ならびに受託会社の立替えた立替金の利息をいいます。

計算期末において信託財産に損失が生じた場合は、次期に繰越します。

分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して 5営業日まで)から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者 (当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きま す。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販

売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、お支払いします。なお、「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### (5)【投資制限】

運用の基本方針に基づく制限(約款別紙「運用の基本方針」)

a.委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。(ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。)

信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。(以下同じ)

- b. 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- c.委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- d.委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- e.委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- f.委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- g.委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

投資する株式等の範囲(約款第19条)

- a.委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b.上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引(約款第21条)

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- b.上記a.の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の 純資産総額の範囲内とします。
- c.信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の 純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の 一部を決済するための指図をするものとします。

先物取引等(約款第22条)

a.委託会社は、日本国内の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

- b.委託会社は、日本国内の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c.委託会社は、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。 スワップ取引(約款第23条)
- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- b.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c.スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- d.委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の 提供あるいは受入の指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引(約款第24条)

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うこと の指図をすることができます。
- b.金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c.金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- d.委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

デリバティブ取引等に係る投資制限(約款第24条の2)

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付(約款第25条)

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - ・株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合 計額を超えないものとします。
  - ・公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公 社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b.上記a.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c.委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。

有価証券の空売(約款第26条)

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記「 有価証券の借入」の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- b.上記a.の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で 行うことができるものとします。
- c.信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

有価証券の借入(約款第27条)

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b.上記a.の借入の指図は、当該借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で 行うことができるものとします。
- c.信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- d.上記a.の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第28条)

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合 には、制約されることがあります。

外国為替予約取引(約款第29条)

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産(マ ザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。) の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 上記a. の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算 した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産 (マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みま す。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではあり ません。
- c.信託財産の一部解約等の事由により上記b.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所 定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引 の指図をするものとします。

信用リスク集中回避のための投資制限(約款第29条の2)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクス ポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則 として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなっ た場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整 を行うこととします。

資金の借入(約款第35条)

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資 金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的 として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール 市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証 券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財 産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信 託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日か ら信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期 間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度としま す。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日 までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d.借入金の利息は信託財産中から支弁します。

### 3【投資リスク】

#### 1. 投資リスク

以下の記載は、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを組み入れることにより、当ファンドが間接的 に受ける実質的なリスクを含みます。

#### (1) 価格変動リスク

当ファンドは、主に外貨建ての公社債など値動きのある証券を実質的な投資対象としますので、基準価 額は変動します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

投資信託は預貯金や保険と異なります。

当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、投資元本を割 り込むことがあります。

#### 金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上 昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。 信用リスク

一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデ フォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがっ て、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が 下落する要因となります。

# 為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の 影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他 の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが

円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。なお、当ファンドは原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨建ての金利より低い場合、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかります。ただし、為替市場における需給の影響等によっては、金利差相当分以上のヘッジコストがかかる場合があります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った 運用が困難となることがあります。

流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドでは、比較的流動性の低い資産への投資を行うため、より流動性の高い資産への投資を行うファンドと比べて、基準価額への影響度合いが大きくなる可能性があります。

#### (2) デリバティブ取引のリスク

当ファンドはデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

#### 2.その他の留意事項

#### (1) 一般的な留意事項

投資信託は、その商品性格から次の特徴をご理解のうえご購入ください。

- ・投資信託は株式・公社債などの値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。
- ・投資信託は金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。
- ・投資信託は保険契約および預金ではありません。
- ・投資信託は保険契約者保護機構の補償対象契約ではありません。
- ・投資信託は預金保険の対象ではありません。
- ・登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
- ・当ファンドは、主に外貨建ての公社債を実質的な投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組入れた公社債の値動きやそれらの公社債の発行者の信用状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。
- ・委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

#### (2) 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

# (3) その他の留意点

取得申込者から販売会社に申込代金が支払われた場合であっても、販売会社より委託会社に対して申込代金の払込が現実になされるまでは、当ファンドも委託会社もいかなる責任も負わず、かつその後、受託会社に払込がなされるまでは、取得申込者は受益権および受益権に付随するいかなる権利も取得しません。

一部解約金、収益分配金および償還金の支払は全て販売会社を通じて行われます。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって 行う責任を負担し、販売会社は販売(申込代金の預り等を含みます。)について責任を負担してお り、互いに他について責任を負担しません。

受託会社は、委託会社に収益分配金、一部解約金および償還金を委託会社の指定する預金口座等へ払い込んだ後は、受益者に対し、それらを支払う責任を負いません。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ) の適用はありません。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

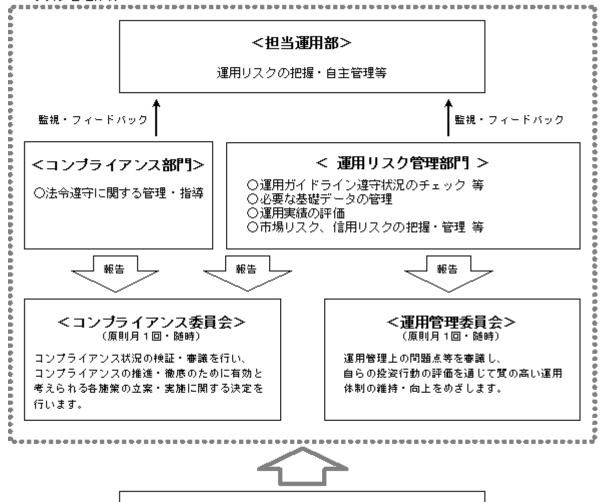
#### 3.管理体制

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。(なお、当ファンドは、比較的流動性の低い資産にも投資するため、流動性リスクにも配慮した管理を行っています。)

これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。

### <リスク管理体制>



# <内部監査部門>

業務全般にわたる運営体制の監査

# 参考情報

2014年12月~2019年11月

# ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近 1年間の騰落率を表示したものです。

#### ファンドと代表的な資産クラスとの 騰落率の比較

ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように 作成したものです。過去5年間の各月末における直近1年間 の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。





- ※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ※ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

#### 代表的な資産クラスと指数名

日本株 TOPIX (東証株価指数)(配当込み)

先進国株 MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債 NOMURA-BPI (国債)

先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債 JPモルガン・ガバメント・ポンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

#### 指数について

●TOPIXは東京証券取引所が発表している東証市場第一部金銘柄の動きを捉える株価指数です。TOPIXの指数値および意構は、東京証券取引所の知的財産であり、TOPIXに関するすべての権利およびノウハウは東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の買出もしくは公表の方法の変更、公表の停止、TOPIXの開棚の変更、使用の停止を行う場合があります。 ●MSCIコクサイ指数(配当込み、円ペース)とは、MSCI社が発表している日本を除く主要先達国の株式市場の動きを捉える代表的な株価指標です。同指数の著作権、知的財産権をの他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は所表している日本を除く主要先達国の株式市場の動きを捉える代表的な株価指標です。同指数の著作権、知的財産権をの他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしてンシヴ・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)は、MSCI社が発表している新興国の株式市場の動きを捉える代表的な指標です。同指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を模製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を模製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を模型、 製します。 ●FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ペース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の認合可収益率を指します。 ●JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスでは使および完全性を保証せず、またデータの訓練、扱調または連延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 ●JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的対象権権の知的財産との他一切の権利は、JP・Morgan Securities LLCに帰属します。 ●JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的対象権権の他一切の権利は、JP・Morgan Securities LLCに帰属します。 ●JPモルガリの権利は、JP・Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

# 4 【手数料等及び税金】

#### (1)【申込手数料】

発行価格に1.65%(税抜1.5%)の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。申込手数料には、消費税等が含まれます。

申込手数料は、商品の説明、購入に関する事務コスト等の対価として、申込時にご負担いただくも のです。

分配金再投資コースの収益分配金の再投資により取得する口数については、手数料はありません。

### (2)【換金(解約)手数料】

換金時(解約時)の手数料はありません。

#### (3)【信託報酬等】

委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は信託財産の純資産総額に対し、年率1.232% (税抜1.12%)を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて、毎日計上します。

の信託報酬(消費税等相当額を含みます。)は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬の配分(税抜)については以下の通りとします。

季託会社 <sup>* 1</sup>	販売会社 <sup>* 2</sup>	受託会社 <sup>*3</sup>		
年率0.55%	年率0.55%	年率0.02%		

- \* 1 委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価
- \* 2 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
- \*3 運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

# (4)【その他の手数料等】

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます。)は、監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用であり、毎日、純資産総額に対し、年率0.011%(税抜0.01%)を乗じて得た金額(ただし、年66万円(税抜60万円)の1日分相当額を上限とします。)を計上し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税および信託事務等に要する諸費用(消費税等相当額を含みます。)ならびに 受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用、外国における資産の保管等に要する費用等(全て消費税等相当額を含みます。)は、受益者の 負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

監査費用を除くその他の手数料等については実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)から(4)の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

#### (5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。また、以下は一般的な記載に過ぎませんので、課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

#### <個人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315% および地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。申告不要制度の適用がありますが、総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。いずれの場合も配当控除の適用はありません。申告分離課税を選択した場合の税率は、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)となります。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)(1)は課税されません。

2037年12月31日までの間、復興特別所得税(所得税15%×2.1%)が付加されます。

解約時および償還時の差益(解約時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を 控除した差額)は、その全額が譲渡所得等の金額とみなされ課税対象となります。譲渡所得等につい ては、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税 が適用されます(特定口座(源泉徴収選択口座)での取扱いも可能です。)。

普通分配金(申告分離課税を選択したものに限ります。)ならびに解約時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等(特定公社債および公募公社債投信を含みます。)の利子所得および配当所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)ならびに譲渡所得等との間で損益通算を行うことができます。

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託や上場株式等から生じる配当所得および譲渡所得等が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記とは異なる場合があります。

#### <法人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の「各受益者の個別元本」(2)超過額については、15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)の税率による源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)(1)は課税されません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

- ( 1)「元本払戻金(特別分配金)」とは、収益分配金落ち後の基準価額が各受益者の個別元本を下回る場合、 収益分配金のうち当該下回る部分に相当する額をさし、元本の一部払戻しに相当するものです。この場 合、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。
- ( 2)「各受益者の個別元本」とは、原則として各受益者の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申 込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均さ れ、元本払戻金(特別分配金)が支払われた際に調整されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社 で取得する場合や、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本 の算出方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- \*上記は、2019年11月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

#### 5【運用状況】

以下は2019年11月29日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### (1)【投資状況】

- 6				
	資産の種類	資産の種類 地域		投資比率(%)
	親投資信託受益証券	親投資信託受益証券 日本 82,941,256,319		100.30
	コール・ローン等、その他の資産	(負債控除後)	248,699,696	0.30
	合計(純資産総額)	)	82,692,556,623	100.00

#### (ご参考:親投資信託の投資状況)

当ファンドが主要投資対象とする親投資信託の投資状況は以下の通りです。

東京海上・ニッポン世界債券マザーファンド

資産の種類	地域	時価合計(円)	投資比率(%)
地方債証券	日本	109,592,868	0.11
特殊債券	日本	1,197,884,445	1.26
社債券	日本	79,929,532,932	84.64
	アメリカ	5,639,444,888	5.97
	オランダ	160,090,460	0.16
	アイルランド	1,339,086,625	1.41
	ケイマン	5,650,548,452	5.98
	小計	92,718,703,357	98.18

東京海上アセットマネジメント株式会社(E06433) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

コール・ローン等、その他の資産(負債控除後) 408,275,057 0.43 合計(純資産総額) 94,434,455,727 100.00

# (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

### a.主要銘柄の明細

a.工安如何OP奶啊									
順	銘柄名 地				帳簿価額		評価額		投資
位		地域 種類	口数	単価 (円)	金額(円)	単価 (円)	金額(円)	比率 (%)	
1	東京海上・ニッポン世界 債券マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	51,715,460,980	1.5950	82,486,466,449	1.6038	82,941,256,319	100.30

#### b. 投資有価証券の種類

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.30
合 計	100.30

【投資不動産物件】 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

(ご参考:親投資信託の投資資産)

投資有価証券の主要銘柄

a.主要銘柄の明細

東京海上・ニッポン世界債券マザーファンド

	<u>京海上・ニッカ</u>   				7771		帳	簿価額	Ė	平価額	投資
値	1 銘柄名	地域	種類	利率	償還期限	額面	単価 (円)	金額(円)	単価 (円)	金額(円)	比率 (%)
1	ASABRE 1.151 09/19/25	日本	社債券	1.151	2025/09/19	40,500,000	12,500.35	5,062,645,557	12,508.80	5,066,064,283	5.36
2	MIZUHO 4.6 03/27/24	ケイマン	社債券	4.600	2024/03/27	34,242,000	11,688.56	4,002,397,393	11,677.04	3,998,453,385	4.23
3	NTT 1.9 07/21/21	日本	社債券	1.900	2021/07/21	36,000,000	10,946.13	3,940,610,256	10,990.22	3,956,481,555	4.18
4	NKSJHD 5.325 03/28/73	日本	社債券	5.325	2073/03/28	33,300,000	11,807.74	3,931,977,870	11,791.83	3,926,680,468	4.15
5	MSINS Var 03/15/2072	日本	社債券	7.000	2072/03/15	32,000,000	11,993.83	3,838,028,789	12,000.97	3,840,311,143	4.06
6	SUMI 2 1/2 09/13/22	日本	社債券	2.500	2022/09/13	30,000,000	10,994.88	3,298,464,853	10,997.10	3,299,132,073	3.49
7	MYLIFE 5.2 10/20/45	日本	社債券	5.200	2045/10/20	27,000,000	12,177.26	3,287,861,636	12,215.83	3,298,274,218	3.49
8	MITSRE 3.65 07/20/27	日本	社債券	3.650	2027/07/20	27,000,000	11,617.32	3,136,677,743	11,648.36	3,145,057,505	3.33
9	JAPTOB 2.8 04/13/26	日本	社債券	2.800	2026/04/13	28,246,000	11,037.07	3,117,532,035	11,053.50	3,122,173,982	3.30
10	KOMATS 2.437 09/11/22	アメリカ	社債券	2.437	2022/09/11	26,000,000	11,001.90	2,860,495,466	10,995.48	2,858,826,210	3.02

										<u>価証券報告書(</u>	<u> </u>
11	MITCO 2 5/8 07/14/22	日本	社債券	2.625	2022/07/14	22,000,000	11,038.05	2,428,372,332	11,041.60	2,429,153,035	2.57
12	ORIX 3.95 01/19/27	日本	社債券	3.950	2027/01/19	19,500,000	11,784.85	2,298,046,582	11,836.07	2,308,034,345	2.44
13	SUMILF 4 09/14/77	日本	社債券	4.000	2077/09/14	18,000,000	11,503.80	2,070,684,000	11,640.75	2,095,335,000	2.21
14	CHUGEP 2.701 03/16/20	日本	社債券	2.701	2020/03/16	17,000,000	10,963.16	1,863,738,460	10,961.47	1,863,451,073	1.97
15	SUMILF 6 1/2 09/20/73	日本	社債券	6.500	2073/09/20	15,000,000	12,332.07	1,849,811,040	12,366.03	1,854,905,580	1.96
16	SUNTOR 2.55 06/28/22	日本	社債券	2.550	2022/06/28	16,500,000	11,001.89	1,815,312,261	10,992.92	1,813,832,083	1.92
17	MIZUHO 4.2 07/18/22	ケイマン	社債券	4.200	2022/07/18	14,572,000	11,351.38	1,654,123,111	11,337.46	1,652,095,067	1.74
18	MIZUHO 4.353 10/20/25	日本	社債券	4.353	2025/10/20	14,000,000	11,558.90	1,618,246,601	11,572.20	1,620,108,530	1.71
19	MIZUHO 3.17 09/11/27	日本	社債券	3.170	2027/09/11	14,000,000	11,315.75	1,584,205,323	11,314.74	1,584,064,823	1.67
20	MUFG 3 3/4 03/10/24	日本	社債券	3.750	2024/03/10	13,000,000	11,566.13	1,503,597,013	11,560.63	1,502,882,167	1.59
21	MITCO 3 3/8 07/23/24	日本	社債券	3.375	2024/07/23	12,962,000	11,405.50	1,478,381,978	11,411.07	1,479,103,114	1.56
22	NOMURA 6.7 03/20	日本	社債券	6.700	2020/03/04	11,611,000	11,102.84	1,289,151,639	11,084.60	1,287,033,337	1.36
23	SUMIBK 4 11/09/20	日本	社債券	4.000	2020/11/09	9,800,000	12,508.80	1,225,862,468	12,494.32	1,224,444,330	1.29
24	ORIX 3.7 07/18/27	日本	社債券	3.700	2027/07/18	10,000,000	11,670.04	1,167,004,963	11,685.41	1,168,541,542	1.23
25	SMBCAC 3 07/15/22	アイルラ ンド	社債券	3.000	2022/07/15	10,000,000	11,154.42	1,115,442,411	11,103.62	1,110,362,443	1.17
26	CJRAIL 2.8 02/23/22	日本	社債券	2.800	2022/02/23	10,000,000	11,090.23	1,109,023,291	11,090.29	1,109,029,864	1.17
27	SUMIBK 2.934 03/09/21	日本	社債券	2.934	2021/03/09	10,000,000	11,077.21	1,107,721,718	11,071.16	1,107,116,399	1.17
28	MATSEL 3.113 07/19/29	日本	社債券	3.113	2029/07/19	9,530,000	11,310.58	1,077,899,003	11,343.67	1,081,051,892	1.14
29	NIPLIF 5.1 10/16/44	日本	社債券	5.100	2044/10/16	8,800,000	11,942.04	1,050,899,520	11,996.82	1,055,720,160	1.11
30	SUMIBK 4.85 03/01/22	日本	社債券	4.850	2022/03/01	9,000,000	11,506.97	1,035,627,951	11,511.14	1,036,002,646	1.09

# b. 投資有価証券の種類

東京海上・ニッポン世界債券マザーファンド

	<u> </u>
種類	投資比率(%)
地方債証券	0.11
特殊債券	1.26
社債券	98.18
合 計	99.56

東京海上・ニッポン世界債券マザーファンド 該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの 東京海上・ニッポン世界債券マザーファンド 該当事項はありません。

# (3)【運用実績】

【純資産の推移】

i l					
期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1特定期間末	(2010年 5月20日)	4,984	5,026	1.0093	1.0173
第2特定期間末	(2010年11月22日)	9,071	9,181	1.0129	1.0279
第3特定期間末	(2011年 5月20日)	7,980	8,086	0.9913	1.0033
第4特定期間末	(2011年11月21日)	7,690	7,784	1.0028	1.0148
第5特定期間末	(2012年 5月21日)	25,767	26,065	1.0036	1.0216
第6特定期間末	(2012年11月20日)	51,790	52,484	1.0281	1.0461
第7特定期間末	(2013年 5月20日)	75,290	76,549	1.0227	1.0407
第8特定期間末	(2013年11月20日)	67,999	69,301	0.9933	1.0113
第9特定期間末	(2014年 5月20日)	63,029	64,170	1.0074	1.0254
第10特定期間末	(2014年11月20日)	68,674	69,867	0.9959	1.0139
第11特定期間末	(2015年 5月20日)	77,951	79,281	0.9932	1.0112
第12特定期間末	(2015年11月20日)	86,894	88,491	0.9671	0.9851
第13特定期間末	(2016年 5月20日)	91,797	93,404	0.9740	0.9920
第14特定期間末	(2016年11月21日)	151,815	154,214	0.9413	0.9593
第15特定期間末	(2017年 5月22日)	151,824	154,813	0.9244	0.9424
第16特定期間末	(2017年11月20日)	140,626	143,489	0.9070	0.9250
第17特定期間末	(2018年 5月21日)	114,014	116,438	0.8593	0.8763
第18特定期間末	(2018年11月20日)	92,079	93,491	0.8439	0.8559
第19特定期間末	(2019年 5月20日)	88,946	90,205	0.8568	0.8688
第20特定期間末	(2019年11月20日)	82,735	83,924	0.8617	0.8737
2018至	年11月末日	91,561	-	0.8442	ı
	12月末日	90,154	-	0.8437	-
2019호	年 1月末日	89,418	-	0.8474	ı
	2月末日	88,870	-	0.8500	ı
	3月末日	89,858	-	0.8583	-
	4月末日	89,269	-	0.8563	-
	5月末日	89,268	-	0.8606	-
	6月末日	88,660	-	0.8680	-
	7月末日	87,388	-	0.8643	-
	8月末日	86,851	-	0.8733	-
	9月末日	84,921	-	0.8660	-
	10月末日	83,668	-	0.8628	-
(注)公配付きの今類け	11月末日	82,692	-	0.8628	_

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間中の分配金累計額を加算した金額です。

# 【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	2009年12月30日~2010年 5月20日	0.0080
第2特定期間	2010年 5月21日~2010年11月22日	0.0150
第3特定期間	2010年11月23日~2011年 5月20日	0.0120
第4特定期間	2011年 5月21日~2011年11月21日	0.0120
第5特定期間	2011年11月22日~2012年 5月21日	0.0180
第6特定期間	2012年 5月22日~2012年11月20日	0.0180
第7特定期間	2012年11月21日~2013年 5月20日	0.0180
第8特定期間	2013年 5月21日~2013年11月20日	0.0180
第9特定期間	2013年11月21日~2014年 5月20日	0.0180
第10特定期間	2014年 5月21日~2014年11月20日	0.0180
第11特定期間	2014年11月21日~2015年 5月20日	0.0180
第12特定期間	2015年 5月21日~2015年11月20日	0.0180
第13特定期間	2015年11月21日~2016年 5月20日	0.0180
第14特定期間	2016年 5月21日~2016年11月21日	0.0180
第15特定期間	2016年11月22日~2017年 5月22日	0.0180
第16特定期間	2017年 5月23日~2017年11月20日	0.0180
第17特定期間	2017年11月21日~2018年 5月21日	0.0170
第18特定期間	2018年 5月22日~2018年11月20日	0.0120
第19特定期間	2018年11月21日~2019年 5月20日	0.0120
第20特定期間	2019年 5月21日~2019年11月20日	0.0120

# 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%)(分配付)
第1特定期間	2009年12月30日~2010年 5月20日	1.7
第2特定期間	2010年 5月21日~2010年11月22日	1.8
第3特定期間	2010年11月23日~2011年 5月20日	0.9
第4特定期間	2011年 5月21日~2011年11月21日	2.4
第5特定期間	2011年11月22日~2012年 5月21日	1.9
第6特定期間	2012年 5月22日~2012年11月20日	4.2
第7特定期間	2012年11月21日~2013年 5月20日	1.2
第8特定期間	2013年 5月21日~2013年11月20日	1.1
第9特定期間	2013年11月21日~2014年 5月20日	3.2
第10特定期間	2014年 5月21日~2014年11月20日	0.6
第11特定期間	2014年11月21日~2015年 5月20日	1.5
第12特定期間	2015年 5月21日~2015年11月20日	0.8
第13特定期間	2015年11月21日~2016年 5月20日	2.6
第14特定期間	2016年 5月21日~2016年11月21日	1.5
第15特定期間	2016年11月22日~2017年 5月22日	0.1
第16特定期間	2017年 5月23日~2017年11月20日	0.1
第17特定期間	2017年11月21日~2018年 5月21日	3.4
第18特定期間	2018年 5月22日~2018年11月20日	0.4

第19特定期間	2018年11月21日~2019年 5月20日	3.0
第20特定期間	2019年 5月21日~2019年11月20日	2.0

(注)収益率とは、特定期間末の基準価額(分配付)から、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落。以下、「前特定期間末基準価額」といいます。)を控除した額を前特定期間末基準価額で除した数値に100を乗じた数値です。

# (4)【設定及び解約の実績】

	J V J C PRE A			
期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数 (口)
第1特定期間	2009年12月30日~2010年 5月20日	8,604,001,426	3,665,463,407	4,938,538,019
第2特定期間	2010年 5月21日~2010年11月22日	6,765,385,156	2,747,967,571	8,955,955,604
第3特定期間	2010年11月23日~2011年 5月20日	1,339,112,129	2,244,268,840	8,050,798,893
第4特定期間	2011年 5月21日~2011年11月21日	1,563,623,987	1,944,936,799	7,669,486,081
第5特定期間	2011年11月22日~2012年 5月21日	20,715,642,493	2,709,721,847	25,675,406,727
第6特定期間	2012年 5月22日~2012年11月20日	37,626,038,894	12,924,643,496	50,376,802,125
第7特定期間	2012年11月21日~2013年 5月20日	47,969,433,990	24,725,092,158	73,621,143,957
第8特定期間	2013年 5月21日~2013年11月20日	11,652,152,536	16,817,938,581	68,455,357,912
第9特定期間	2013年11月21日~2014年 5月20日	13,200,234,192	19,085,875,658	62,569,716,446
第10特定期間	2014年 5月21日~2014年11月20日	19,027,950,213	12,637,253,650	68,960,413,009
第11特定期間	2014年11月21日~2015年 5月20日	20,056,293,657	10,527,327,814	78,489,378,852
第12特定期間	2015年 5月21日~2015年11月20日	23,507,675,198	12,146,030,338	89,851,023,712
第13特定期間	2015年11月21日~2016年 5月20日	22,908,077,505	18,507,306,794	94,251,794,423
第14特定期間	2016年 5月21日~2016年11月21日	82,017,879,067	14,984,673,142	161,285,000,348
第15特定期間	2016年11月22日~2017年 5月22日	27,217,933,780	24,260,716,706	164,242,217,422
第16特定期間	2017年 5月23日~2017年11月20日	17,202,967,504	26,398,776,439	155,046,408,487
第17特定期間	2017年11月21日~2018年 5月21日	5,228,173,007	27,586,607,557	132,687,973,937
第18特定期間	2018年 5月22日~2018年11月20日	1,507,729,458	25,089,322,050	109,106,381,345
第19特定期間	2018年11月21日~2019年 5月20日	4,285,461,251	9,576,036,474	103,815,806,122
第20特定期間	2019年 5月21日~2019年11月20日	3,945,741,612	11,748,375,847	96,013,171,887

# <参考情報>

基準日:2019年11月29日

# 基準価額・純資産の推移



※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。

※基準価額は1万口当たりで表示しています。 ※設定日は2009年12月30日です。

# 分配の推移

(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金	決算期	分配金
2018/12	20円	2019/07	20円
2019/01	20円	2019/08	20円
2019/02	20円	2019/09	20円
2019/03	20円	2019/10	20円
2019/04	20円	2019/11	20円
2019/05	20円		D 440M
2019/06	20円	設定来累計	3,160円

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

# 主要な資産の状況

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。

(注)格付は「ファンドの特色」に記載している格付機関のうち、原則として、個別債券格付、母体企業格付の中から上位の格付を集計、記載しています。 ただし、個別債券格付と母体企業格付がAー以上に該当しない銘柄については、発行体格付を含めて集計、記載しています。 そのため、個別債券格付はBBB+以下になることがあります。

# ● 資産構成

資産	比率
普通社債	67.9%
劣後債	31.7%
期限付劣後債	31.7%
永久劣後債	-
短期金融資産等	0.4%
合計	100.0%

※短期金融資産等は、組入有価証券以外のものです。
※比率は純資産総額に占める割合です。

# 保有債券の通貨別の構成

地域	通貨	比率
北米	米ドル	91.2%
	カナダ・ドル	_
欧州	英ポンド	-
	1-0	8.3%
	その他	_
オセアニア	オーストラリア・ドル	0.1%
	ニュージーランド・ドル	-

※比率は純資産総額に占める割合です。

次ページへ続く

- ・最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準日:2019年11月29日

#### ● 格付別構成

格付	比率
AAA格	9.2%
AA格	68.0%
A格	22.8%
BBB格	_
その他	

※比率は保有債券の時価総額に占める割合です。※+・一等の符号は省略して表示しています。

#### 保有債券の属性情報

残存期間	4.12年
修正デュレーション	3.72
クーポン	3.53%
最終利回り(複利)	2.38%
直接利回り	3.35%
平均格付	AA-

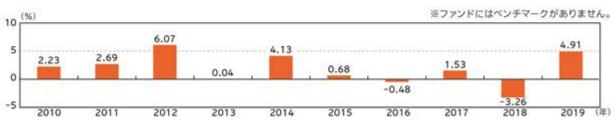
- ※各保有債券の数値を加重平均した値です。
- ※保有債券の時価評価額を基に計算しています。
- ※繰上償還条項が付与されている銘柄は、基準日以降最初の繰上償還予定日を使用して計算 しています。
- ※修正デュレーションとは、金利がある一定割合で変動した場合、債券価格がどの程度変化するかを示す指標であり、その値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動が大きくなります。
- ※平均格付は、格付毎に点数化し、加重平均した結果を四捨五入して表示しており、ファンドの格付ではありません。また、保有債券のうち、格付が取得できない場合は、除外して計算しています。

#### ● 組入上位10銘柄

	銘柄	種別	クーポン	償還日	通貨	格付	比率
1	アサヒグループホールディングス	普通社債	1.151%	2025/06/19	ユーロ	AA-	5.4%
2	みずほフィナンシャルグループ	劣後債	4.600%	2024/03/27	米ドル	AA-	4.2%
3	NTTファイナンス	普通社債	1.900%	2021/07/21	米ドル	AAA	4.2%
4	損害保険ジャパン日本興亜	劣後債	5.325%	2023/03/28	米ドル	A-	4.2%
5	三井住友海上火災保険	劣後債	7.000%	2022/03/15	米ドル	AA	4.1%
6	住友商事	普通社債	2.500%	2022/09/13	米ドル	A+	3.5%
7	明治安田生命保険相互会社	劣後債	5.200%	2025/10/20	米ドル	A-	3.5%
8	三井不動産	普通社債	3.650%	2027/04/20	米ドル	AA	3.3%
9	日本たばこ産業	普通社債	2.800%	2026/01/13	米ドル	AA	3.3%
10	コマツファイナンスアメリカ	普通社債	2.437%	2022/09/11	米ドル	AA-	3.0%

※比率は純資産総額に占める割合です。繰上償還条項が付与されている銘柄の償還日は、基準日以降最初の繰上償還予定日を表示しています。

# 年間収益率の推移



- ※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。
- ※当年は昨年末と基準日の騰落率です。

- ・最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

# 第2【管理及び運営】

# 1【申込(販売)手続等】

- a. 毎営業日にお申込みを受け付けます。ただし、お申込み日がニューヨーク証券取引所、英国証券取引所およびオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日に該当する日には、お申込みの受付を行いません。
- b.申込方法には、収益分配金の受取方法によって、以下の2種類のコースがあります。

分配金受取りコース	分配金を受け取るコースです。	
分配金再投資コース	分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコースです。	

- c.販売会社やお申込みのコース等によって申込単位は異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、分配金再投資コースにおける収益分配金の再投資に際しては、1口単位で取得することができます。
- d.取得申込の受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みについては 翌営業日受付の取扱いとなります。
- e. 受益権の取得申込価額は以下の通りです。

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

基準価額は原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

委託会社のお問い合わせ先(委託会社サービスデスク)

東京海上アセットマネジメント サービスデスク

0 1 2 0 - 7 1 2 - 0 1 6 (土日祝日・年末年始を除く9時~17時)

- f.申込手数料は、発行価格に1.65%(税抜1.5%)の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に 定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- g.上記にかかわらず、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。
- h. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関等への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関等への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関等の定める方法により、振替機関等へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
- i.定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行います。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

# 2【換金(解約)手続等】

- a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行請求(解約請求)の方法によりご換金の請求を行うことができます。
- b.ご換金のお申込みは販売会社で受け付けます。なお、販売会社の買取りによるご換金の請求について は、販売会社にお問い合わせください。
- c.解約請求による換金のお申込みは、毎営業日に行うことができます。ただし、解約請求日がニューヨーク証券取引所、英国証券取引所およびオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日に該当する日には、お申込みの受付を行いません。
- d.解約単位は、販売会社やお申込みのコース等によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- e.解約請求のお申込みの受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込み は翌営業日受付としてお取扱いします。
- f.解約時の価額(解約価額)は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。 信託財産留保額はありません。
- g.解約価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに 問い合わせることにより知ることができます。
- h.解約にかかる手数料はありません。
- i.解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から、お支払いします。
- j.委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよび既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日を解約請求受付日とする解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱います。
- k.信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

1.受益者が解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとし、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、 当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請が行われ、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

### 3【資産管理等の概要】

### (1)【資産の評価】

- a.基準価額とは、受益権1口当たりの純資産価額(純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額)をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。
- b. 純資産総額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約に基づく予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

< 主要投資対象資産の評価方法 >

対象	評価方法
マザーファンド 受益証券	原則として、当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。
公社債等	原則として、以下のいずれかの価額で評価します。 a.日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値) b.金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除 く) c.価格情報会社の提供する価額

c.基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに 問い合わせることにより知ることができます。

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

原則として、2009年12月30日から無期限とします。ただし、後記「(5)その他 信託の終了(繰上償還)」に該当する場合には、信託を終了させることがあります。

#### (4)【計算期間】

原則として、毎月21日から翌月20日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその 翌営業日( )を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。

( ) 法令により、これと異なる日を計算期間の末日と定めている場合には、法令にしたがいます。

#### (5)【その他】

信託の終了(繰上償還)

- a.委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が30億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b.委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c.上記b.の書面決議において、受益者(委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d.上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e.上記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした

- ときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.からd.までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。
- f.委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委 託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- g.上記f.の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、「信託約款の変更」b.の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h.受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に 違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益 者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判 所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社 を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできな いものとします。
- i.委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 信託約款の変更

- a.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b.委託会社は、上記a.の事項(上記a.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a.の併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c.上記b.の書面決議において、受益者(委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d.上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e.書面決議の効力は、信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f.上記b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a. からf. までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### 関係会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動更新されます。募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

#### 運用報告書

- a.5月・11月の決算時および償還時に、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、知れている受益者に対して、販売会社から、あらかじめお申し出いただいたご住所にお届けします。
- b. 委託会社は、運用報告書(全体版)を作成し、委託会社のホームページ (https://www.tokiomarineam.co.jp/)に掲載します。
- c.上記b.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合は、交付します。

#### **公告**

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.tokiomarineam.co.jp/)に掲載します。

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

### 4【受益者の権利等】

当ファンドの受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、議決権、受益者集会に関する権利は有 しません。

#### 収益分配金の請求権

収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、お支払いします。ただし、受益者が収益分配金について、上記に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。なお、分配金再投資コースの収益分配金は、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### 償還金の請求権

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日)から起算して5営業日まで)から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)にお支払いします。ただし、受益者が償還金について、上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

#### 換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行請求の方法により、換金を請求することができます。詳細は上記「2 換金(解約)手続等」をご参照ください。

#### 買取請求権

一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

# 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、当特定期間(2019年5月21日から 2019年11月20日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

# 1【財務諸表】

【東京海上・ニッポン世界債券ファンド(為替ヘッジあり)】

# (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 [2019年 5月20日現在]	当期 [2019年11月20日現在]
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	87,626,274,979	82,557,924,545
派生商品評価勘定	1,184,664,500	228,918,700
未収入金	560,201,238	526,993,289
流動資産合計	89,371,140,717	83,313,836,534
資産合計	89,371,140,717	83,313,836,534
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	32,572,300	62,528,600
未払収益分配金	207,631,612	192,026,343
未払解約金	102,165,826	239,831,121
未払受託者報酬	1,474,705	1,506,875
未払委託者報酬	81,108,795	82,877,950
その他未払費用	54,000	55,000
流動負債合計	425,007,238	578,825,889
負債合計	425,007,238	578,825,889
純資産の部		
元本等		
元本	1 103,815,806,122	1 96,013,171,887
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	2 14,869,672,643	2 13,278,161,242
(分配準備積立金)	404,249,438	204,727,368
元本等合計	88,946,133,479	82,735,010,645
純資産合計	88,946,133,479	82,735,010,645
負債純資産合計	89,371,140,717	83,313,836,534

# (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		(十四:13)
	前期 自 2018年11月21日 至 2019年 5月20日	当期 自 2019年 5月21日 至 2019年11月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	356,139,981	1,092,938,184
為替差損益	3,499,568,900	1,180,097,570
営業収益合計	3,143,428,919	2,273,035,754
営業費用		
受託者報酬	9,603,825	9,462,787
委託者報酬	528,210,364	520,452,926
その他費用	324,000	336,477
営業費用合計	538,138,189	530,252,190
営業利益又は営業損失( )	2,605,290,730	1,742,783,564
経常利益又は経常損失( )	2,605,290,730	1,742,783,564
当期純利益又は当期純損失( )	2,605,290,730	1,742,783,564
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額( )	18,814,891	24,226,224
期首剰余金又は期首欠損金()	17,027,182,705	14,869,672,643
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,457,187,145	1,591,052,155
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	1,457,187,145	1,591,052,155
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	627,008,378	528,627,673
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	627,008,378	528,627,673
分配金	1 1,259,144,544	1 1,189,470,421
= ニュー	14,869,672,643	13,278,161,242
<del>-</del>		

# (3)【注記表】

#### 、, (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当期 自 2019年 5月21日 至 2019年11月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しており ます。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の 基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び 評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には、発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。

# (貸借対照表に関する注記)

<u> </u>	受用対点状に関する圧的 /				
	区分	前期 [2019年 5月20日現在]	当期 [2019年11月20日現在]		
1. 1	期首元本額	109,106,381,345円	103,815,806,122円		
	期中追加設定元本額	4,285,461,251円	3,945,741,612円		
	期中一部解約元本額	9,576,036,474円	11,748,375,847円		
2. 1	特定期間末日における受益権の総 数	103,815,806,122□	96,013,171,887□		
3. 2	2 元本の欠損	回っており、その差額は	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は13,278,161,242円であります。		

# (損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2018年11月21日 至 2019年 5月20日	当期 自 2019年 5月21日 至 2019年11月20日
1 分配金の計算過程 (2018年11月21日から2018年12月20日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額 分配後の配当等収益から費用を控除した額 (172,139,787円)、解約に伴う当期純利益金額	金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額 分配後の配当等収益から費用を控除した額
分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(995,390,197円)及び分配準備積立金(427,451,223円)より、分配対象額は1,594,981,207円(1万口当たり149.08円)であり、うち213,954,441円(1万口当たり20円)を分配金額としております。	分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(923,537,210円)及び分配準備積立金(395,734,374円)より、分配対象額は1,547,324,828円(1万口当たり151.32円)であり、うち204,474,733円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(2018年12月21日から2019年1月21日までの分配 金計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額計算期間末における解約に伴う当期純利益金額 分配後の配当等収益から費用を控除した額 (207,202,025円)、解約に伴う当期純利益金額 分配後の有価証券売買等損益から費用を控除 し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託 約款に規定される収益調整金(935,314,895円) 及び分配準備積立金(434,290,390円)より、分 配対象額は1.576.807.310円(1万口当たり 148.65円)であり、うち212,136,330円(1万口|147.42円)であり、うち203,288,415円(1万口 当たり20円)を分配金額としております。

(2019年1月22日から2019年2月20日までの分配 金計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額 分配後の配当等収益から費用を控除した額 (229,448,786円)、解約に伴う当期純利益金額 し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託 約款に規定される収益調整金 (926,284,313円) 及び分配準備積立金(423,668,201円)より、分 配対象額は1,579,401,300円(1万口当たり 150.54円)であり、うち209,808,812円(1万口 当たり20円)を分配金額としております。

(2019年2月21日から2019年3月20日までの分配 金計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額 分配後の配当等収益から費用を控除した額 (180,241,685円)、解約に伴う当期純利益金額 分配後の有価証券売買等損益から費用を控除 し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託 約款に規定される収益調整金(916,778,704円) 及び分配準備積立金(435,044,115円)より、分 配対象額は1,532,064,504円(1万口当たり 148.03円)であり、うち206,981,758円(1万口 当たり20円)を分配金額としております。

(2019年3月21日から2019年4月22日までの分配 金計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額 分配後の配当等収益から費用を控除した額 (229,426,824円)、解約に伴う当期純利益金額 分配後の有価証券売買等損益から費用を控除 し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託 約款に規定される収益調整金(936,506,532円) 及び分配準備積立金(401,936,027円)より、分 配対象額は1.567,869,383円(1万口当たり 150.28円)であり、うち208,631,591円(1万口 当たり20円)を分配金額としております。

(2019年6月21日から2019年7月22日までの分配 金計算期間)

分配後の配当等収益から費用を控除した額 (162,203,506円)、解約に伴う当期純利益金額 分配後の有価証券売買等損益から費用を控除 し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託 約款に規定される収益調整金(922,842,643円) |及び分配準備積立金(413,458,364円)より、分 配対象額は1,498,504,513円(1万口当たり 当たり20円)を分配金額としております。

(2019年7月23日から2019年8月20日までの分配 金計算期間)

|計算期間末における解約に伴う当期純利益金額 分配後の配当等収益から費用を控除した額 (204,901,714円)、解約に伴う当期純利益金額 分配後の有価証券売買等損益から費用を控除|分配後の有価証券売買等損益から費用を控除 し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託 約款に規定される収益調整金(906,919,353円) |及び分配準備積立金(363,251,149円)より、分 |配対象額は1,475,072,216円(1万口当たり |148.03円)であり、うち199,275,820円(1万口 当たり20円)を分配金額としております。

> (2019年8月21日から2019年9月20日までの分配 金計算期間)

> 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額 |分配後の配当等収益から費用を控除した額 (147,070,946円)、解約に伴う当期純利益金額 分配後の有価証券売買等損益から費用を控除 し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託 約款に規定される収益調整金(894,363,455円) |及び分配準備積立金(359,810,228円)より、分 配対象額は1,401,244,629円(1万口当たり 143.15円)であり、うち195,758,010円(1万口 当たり20円)を分配金額としております。

(2019年9月21日から2019年10月21日までの分配 金計算期間)

|計算期間末における解約に伴う当期純利益金額 |分配後の配当等収益から費用を控除した額 (146,282,555円)、解約に伴う当期純利益金額 分配後の有価証券売買等損益から費用を控除 し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託 約款に規定される収益調整金(893,224,249円) |及び分配準備積立金(306,469,786円)より、分 配対象額は1,345,976,590円(1万口当たり 138.28円)であり、うち194,647,100円(1万口 当たり20円)を分配金額としております。

(2019年4月23日から2019年5月20日までの分配 金計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額 分配後の配当等収益から費用を控除した額 (193,290,556円)、解約に伴う当期純利益金額 分配後の有価証券売買等損益から費用を控除 し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託|し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託 約款に規定される収益調整金(934,661,790円) 及び分配準備積立金(418,590,494円)より、分 配対象額は1,546,542,840円(1万口当たり配対象額は1,279,356,109円(1万口当たり | 148.96円) であり、うち207,631,612円(1万口 | 133.23円) であり、うち192,026,343円(1万口 | 当たり20円)を分配金額としております。

(2019年10月22日から2019年11月20日までの分 配金計算期間)

|分配後の配当等収益から費用を控除した額 (143,108,309円)、解約に伴う当期純利益金額 |分配後の有価証券売買等損益から費用を控除 |約款に規定される収益調整金(882,602,398円) |及び分配準備積立金(253,645,402円)より、分 当たり20円)を分配金額としております。

### (金融商品に関する注記)

# 1.金融商品の状況に関する事項

1. 金融同間の状況に関する事項			
区分	前期 自 2018年11月21日 至 2019年 5月20日	当期 自 2019年 5月21日 至 2019年11月20日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び 投資法人に関する法律」(昭和 26年法律第198号)第2条第4項 に定める証券投資信託であり、 有価証券等の金融商品への投資 を信託約款に定める「運用の基 本方針」に基づき行なっており ます。	同左	
2. 金融商品の内容及びその リスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及びデリバテスででで、デリバティブ取引にはります。対象有価は、当まれてデリバチを当まれてがあります。対象有価は、対象があります。では、対象があります。	同左	

3. 金融商品に係るリスク管理体制	委担同たる法ンスラ用適しバ報こを報監わと管廷担同たる法ンスラ用適しが報こを報覧した。 では、	同左

# . 金融商品の時価等に関する事項

・並は四日のよう世代に対して対対			
区分	前期 [2019年 5月20日現在]	当期 [2019年11月20日現在]	
1. 貸借対照表計上額、時価及 びこれらの差額	時価で計上しているため、その 差額はありません。	同左	
2. 時価の算定方法並びに有価 証券及びデリバティブ取引 に関する事項		(1)有価証券 同左	
	(2)デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関す る注記)に記載しておりま す。	(2)デリバティブ取引 同左	
	(3)有価証券及びデリバティブ 取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取 引以外の金融商品について は、短期間で決済され、時価 は帳簿価額と近似しているた め、当該帳簿価額を時価とし ております。	取引以外の金融商品	

	有価証券報告書(内国投資信託受益証券)
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においてはるが、異なる前提条件等を採用しているが、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の表にもデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	高 三 三 三 ラ オ ロ カ ロ ス カ ロ ス ス カ ロ ス ス カ ロ ス ス の の の の の の の の の の の の の

# (有価証券に関する注記)

前期(自 2018年11月21日 至 2019年5月20日) 売買目的有価証券

(単位:円)

種類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,901,503,637
合計	1,901,503,637

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当期(自 2019年5月21日 至 2019年11月20日) 売買目的有価証券

(単位:円)

種類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額	
親投資信託受益証券		56,894,819
合計		56,894,819

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

### (デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

# 通貨関連

前期(2019年5月20日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
	為替予約取引				
市場取引	売建	89,227,342,200		88,075,250,000	1,152,092,200
以外の取引	米ドル	29,525,348,900		29,373,460,000	151,888,900
	ユーロ	29,583,444,900		29,267,150,000	316,294,900
	豪ドル	30,118,548,400		29,434,640,000	683,908,400
	合計	89,227,342,200		88,075,250,000	1,152,092,200

### 当期(2019年11月20日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
	為替予約取引				
市場取引	売建	82,649,880,100		82,483,490,000	166,390,100
以外の取引	米ドル	27,474,145,200		27,445,360,000	28,785,200
	ユーロ	27,595,791,900		27,553,280,000	42,511,900
	豪ドル	27,579,943,000		27,484,850,000	95,093,000
	合計	82,649,880,100		82,483,490,000	166,390,100

#### (注)1.時価の算定方法

(1)特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予 約は当該仲値で評価しております。

特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に 最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2)特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- 2.換算において円未満の端数は切り捨てております。
- 3.契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

### (1口当たり情報に関する注記)

٠.	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
	前期 [2019年 5月20日現在]		当期 [2019年11月20日現在]	
	1口当たり純資産額	0.8568円	1口当たり純資産額	0.8617円
	(1万口当たり純資産額	8,568円)	(1万口当たり純資産額	8,617円)

### (4)【附属明細表】

- 第1 有価証券明細表
  - (1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	東京海上・ニッポン世界債券マザーファンド	51,747,476,837	82,557,924,545	
親投資信託受益証券 合計		51,747,476,837	82,557,924,545	
	-		82,557,924,545	

# 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

# (ご参考)

当ファンドは、「東京海上・ニッポン世界債券マザーファンド」を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの 状況は次のとおりです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象ではありません。

# 「東京海上・ニッポン世界債券マザーファンド」の状況

### (1) 貸借対照表

) 其旧对热权		[2019年 5月20日現在]	[2019年11月20日現在]
区分	注記番号	金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		53,471,756	79,127,270
金銭信託		38,959	341,592
コール・ローン		889,016,271	525,592,979
地方債証券		109,652,201	108,664,305
特殊債券		1,196,699,719	1,191,188,440
社債券		97,547,186,719	92,001,940,334
派生商品評価勘定		373,832,500	133,726,600
未収入金		133,779,201	118,784,929
未収利息		779,131,315	651,636,051
前払費用		4,824,785	8,590,603
流動資産合計		101,087,633,426	94,819,593,103
資産合計		101,087,633,426	94,819,593,103
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		1,092,690,900	215,279,900
未払金		132,259,800	9,946,000
未払解約金		466,171,668	596,033,138
未払利息		2,164	1,183
流動負債合計		1,691,124,532	821,260,221
負債合計		1,691,124,532	821,260,221
純資産の部			
元本等			
元本	1	63,084,975,394	58,917,080,735
剰余金			
剰余金又は欠損金( )		36,311,533,500	35,081,252,147
元本等合計		99,396,508,894	93,998,332,882
純資産合計		99,396,508,894	93,998,332,882
負債純資産合計		101,087,633,426	94,819,593,103

### (2) 注記表

# (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2019年 5月21日 至 2019年11月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しておりま す。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行 等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しな い)、又は価格情報会社の提供する価額で評価してお ります。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本書における 開示対象ファンドの特定期間末日の対顧客先物売買相 場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている 場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない 場合には、発表されている受渡日に最も近い前後二つ の日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

# (貸借対照表に関する注記)

	照衣に関する圧む		
	区分	[2019年 5月20日現在]	[2019年11月20日現在]
1.	1 本書における開示対象ファンドの期首	66 200 050 122TI	62 094 075 204
	における当該親投資信託の元本額	66,389,059,122円	63,084,975,394円
	同期中における追加設定元本額	6,151,078,487円	6,979,247,399円
	同期中における一部解約元本額	9,455,162,215円	11,147,142,058円
	同期末における元本額	63,084,975,394円	58,917,080,735円
	元本の内訳 *		
	東京海上・ニッポン世界債券ファンド	1,836,344,858円	1,718,662,303円
	東京海上・ニッポン世界債券ファンド (為替ヘッジあり)	55,614,543,653円	51,747,476,837円
	東京海上・ニッポン世界債券ファンド (為替ヘッジあり)(年1回決算型)	5,634,086,883円	5,450,941,595円
	計	63,084,975,394円	58,917,080,735円
2.	1 本書における開示対象ファンドの特定 期間末日における当該親投資信託の受 益権の総数	63,084,975,394□	58,917,080,735□

<sup>(</sup>注)\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

# (金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

		有価証券報告書(内国投
区分	自 2018年11月21日 至 2019年 5月20日	自 2019年 5月21日 至 2019年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び 投資法人に関する法律」(昭和 26年法律第198号)第2条第4項 に定める証券投資信託であり、 有価証券等の金融商品への投資 を信託約款に定める「運用の基 本方針」に基づき行なっており ます。	同左
2. 金融商品の内容及びその リスク	当ファンドが運用する計方のでは、「重要な会計方の「有法に関する計方の「有法でででででででででいる。」では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委担同たる法ンスラ用適しバ報こを報監わと管理をは実施を関係する。 でででは、このでは、としれののでは、としれのでは、としれのでは、関係を対して、よりでは、関係を対して、よりでは、は、としれのでは、では、ない、、としれのでは、では、では、、としれのでは、としれのでは、では、、としれのでは、としれのでは、としれのでは、としれのでは、としれのでは、としれのでは、としれのでは、としれのでは、としれのでは、としれのでは、としれのでは、としれのでは、としれのでは、としれのでは、としれのでは、としれのでは、としれのでは、としれのでは、としれのでは、としれのでは、としれのでは、としれのでは、としれのでは、としれのでは、としれのでは、としれのでは、としれのでは、としれのでは、としれのでは、としれのでは、としれのでは、としれのでは、として、として、として、として、として、として、として、として、として、として	同左

# . 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2019年 5月20日現在]	[2019年11月20日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及 びこれらの差額	時価で計上しているため、その 差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価 証券及びデリバティブ取引 に関する事項		(1)有価証券 同左
	(2)デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関す る注記)に記載しておりま す。	(2)デリバティブ取引 同左

i i	i i	
	(3)有価証券及びデリバティブ 取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取 引以外の金融商品について は、短期間で決済され、時価 は帳簿価額と近似しているた め、当該帳簿価額を時価とし ております。	取引以外の金融商品
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融 金融 では、	同左

### (有価証券に関する注記)

(自 2018年11月21日 至 2019年5月20日)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
地方債証券	1,322,040
特殊債券	26,100,765
社債券	3,126,843,449
合計	3,154,266,254

<sup>(</sup>注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に 記載しております。

# (自 2019年5月21日 至 2019年11月20日)

売買目的有価証券

(単位:円)

-	
種類	当期間の損益に含まれた評価差額
地方債証券	1,868,092
特殊債券	41,786,580
社債券	5,021,473,990
合計	5,065,128,662

<sup>(</sup>注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に 記載しております。

# (デリバティブ取引等に関する注記)

<sup>(</sup>注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2018年 11月21日から2019年5月20日まで)を指しております。

<sup>(</sup>注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2018年 11月21日から2019年11月20日まで)を指しております。

#### 取引の時価等に関する事項

#### 通貨関連

(2019年5月20日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
	為替予約取引				
	買建	59,248,643,700		58,218,600,000	1,030,043,700
市場取引	ユーロ	25,469,197,100		25,209,110,000	260,087,100
以外の取引	豪ドル	33,779,446,600		33,009,490,000	769,956,600
	売建	58,508,495,300		58,197,310,000	311,185,300
	米ドル	58,508,495,300		58,197,310,000	311,185,300
	合計	117,757,139,000		116,415,910,000	718,858,400

# (2019年11月20日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
	為替予約取引				
	買建	54,868,270,400		54,725,390,000	142,880,400
   市場取引	ユーロ	23,494,955,100		23,462,400,000	32,555,100
以外の取引	豪ドル	31,373,315,300		31,262,990,000	110,325,300
	売建	54,920,407,100		54,859,080,000	61,327,100
	米ドル	54,920,407,100		54,859,080,000	61,327,100
	合計	109,788,677,500	_	109,584,470,000	81,553,300

#### (注)1.時価の算定方法

(1)本書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

同特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替 予約は当該仲値で評価しております。

同特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の 方法によっております。

- ・ 同特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 同特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日 に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2)本書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- 2.換算において円未満の端数は切り捨てております。
- 3.契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

### (1口当たり情報に関する注記)

<u> </u>	
[2019年 5月20日現在]	[2019年11月20日現在]

1口当たり純資産額	1.5756円	1口当たり純資産額	1.5954円
(1万口当たり純資産額	15,756円)	(1万口当たり純資産額	15,954円)

# (3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備老
地方債証券	米ドル	TOKYO 2 1/8 05/19/20	1,000,000	米ドル 1,000,500.00	
	米ドル小計		1,000,000	1,000,500.00 (108,664,305)	
		<b>銘柄数</b>	1		
		比率	0.1%	0.1%	
地方債証券	合計			円 108,664,305 (108,664,305)	
特殊債券	米ドル	DBJJP 2 7/8 09/19/24	3,000,000	米ドル 3,118,200.00	
		JFM 4 01/21 INTL	2,000,000	2,045,800.00	
	米ドル小計		5,000,000	5,164,000.00 (560,862,040)	
		銘柄数	2		
		比率	0.6%	0.6%	
	ユーロ	DBJJP 0 7/8 10/10/25	5,000,000	ユーロ 5,238,750.00	
	ユーロ小計		5,000,000	5,238,750.00 (630,326,400)	
		<b>銘柄数</b>	1		
		比率	0.7%	0.7%	
特殊債券合	計			円 1,191,188,440 (1,191,188,440)	
社債券	米ドル	AMER HONDA FIN 3 7/8 09/	1,000,000	米ドル 1,015,884.00	
		CENEXP 2.091 09/14/21	5,800,000	5,784,092.92	
		CENEXP 2.293 04/23/21	1,836,000	1,837,707.48	
		CENEXP 2.362 05/28/21	6,300,000	6,313,192.20	
		CENEXP 2.849 03/03/22	5,300,000	5,373,574.60	
		CHIBAB 2 3/4 07/29/20	3,000,000	3,015,357.00	
		CHUGEP 2.701 03/16/20	17,000,000	17,011,121.40	
		CHUGEP 3.488 02/28/24	1,000,000	1,037,725.00	
		CJRAIL 2.8 02/23/22	10,000,000	10,122,520.00	
	1	DIALEA 2 1/4 09/07/21	1,000,000	998,032.00	
		l .			
		DIALEA 2 3/4 10/21/20	6,000,000	6,032,820.00	

HNDA 2.45 09/24/20			1月11世分牧古書(	小国技!
HNDA 3 7/8 09/21/20 500,000 508,020.50 HNDA 3.45 07/14/23 1,000,000 1,045,800.00 HNDA 3.8 09/20/21 700,000 722,428.00 JAPTOB 2 04/13/21 3,000,000 2,994,750.00 JAPTOB 2.8 04/13/26 28,246,000 28,455,020.40 KOMATS 2.437 09/11/22 26,000,000 26,108,940.00 MATSEL 3.113 07/19/29 9,530,000 9,838,435.59 MITCO 2 5/8 07/14/22 22,000,000 22,164,771.20 MITCO 3 3/8 07/23/24 12,962,000 13,493,811.41 MITSRE 2.95 01/23/23 3,000,000 3,043,525.80 MITSRE 3.65 07/20/27 27,000,000 28,629,771.30 MIZUHO 2.273 09/13/21 3,000,000 3,005,164.80 MIZUHO 3.17 09/11/27 14,000,000 14,459,705.40 MIZUHO 4.2 07/18/22 14,572,000 15,097,874.33 MIZUHO 4.2 07/18/22 14,572,000 15,097,874.33 MIZUHO 4.3 03/27/24 34,242,000 36,531,557.08 MISUN Var 03/15/2072 32,000,000 3,053,164.40 MIZUHO 4.6 03/27/24 34,242,000 36,531,557.08 MISUN Var 03/15/2072 32,000,000 5,031,924.50 MIUFG 2.3/4 09/14/20 5,000,000 5,031,924.50 MIUFG 2.757 09/13/26 5,000,000 5,031,924.50 MIUFG 2.85 09/08/21 7,950,000 8,055,304.11 MIUFG 3.17 09/10/24 13,000,000 1,000 5,034,586.50 MIUFG 2.85 09/08/21 7,950,000 8,055,304.11 MIUFG 3.16 000,000 4,176,714.40 MIUFG 3.85 03/08/24 8,200,000 3,034,586.50 MIUFG 2.85 09/08/21 7,950,000 5,034,586.50 MIUFG 2.85 09/08/21 7,950,000 5,034,586.50 MIUFG 3.85 03/02/23 5,000,000 5,034,586.50 MIUFG 3.85 03/02/23 5,000,000 5,034,586.50 MIUFG 3.85 03/02/23 5,000,000 5,034,586.50 MIUFG 3.65 00/19/20 8,000,000 5,034,586.50 MIUFG 3.65 09/19/22 5,000,000 5,037,405.00 MIUFG 3.65 09/19/22 5,000,000 5,037,405.00 MIUFG 5.65 09/19/22 5,000,000 5,037,405.00 MIUFG 5.65 09/19/24 8,000,000 8,055,304.11 MIUFG 3.65 09/19/24 8,000,000 6,037,405.00 MIYLIFE 5.1 04/26/48 5,000,000 6,037,405.00 MIYLIFE 5.1 04/26/48 5,000,000 6,037,000.00 MIYLIFE 5.1 10/16/44 8,000,000 8,955,500.00 MIYLIFE 5.1 10/16/44 8,000,000 8,9595,500.00 MIYLIFE 5.1 10/16/44 8,000,000 6,931,050.00 MIXSJHD 5.325 03/28/73 33,300,000 6,93	HNDA 2.45 09/24/20	2,000,000		
HNDA 3.45 07/14/23	HNDA 3 1/2 02/15/28	1,000,000	1,072,200.00	
HNDA 3.8 09/20/21 700,000 722,428.00  JAPTOB 2 04/13/21 3,000,000 2,994,750.00  JAPTOB 2.8 04/13/26 28,246,000 26,145,5020.40  KOMATS 2.437 09/11/22 26,000,000 26,108,940.00  MATSEL 3.113 07/19/29 9,530,000 9,838,435.59  MITCO 2 5/8 07/14/22 22,000,000 22,164,771.20  MITCO 3 3/8 07/23/24 12,962,000 13,493,811.41  MITSRE 2.95 01/23/23 3,000,000 3,043,525.80  MITSRE 3.65 07/20/27 27,000,000 28,629,771.30  MIZUHO 2.273 09/13/21 3,000,000 3,005,164.80  MIZUHO 2.839 09/13/26 4,000,000 4,046,269.60  MIZUHO 3.17 09/11/27 14,000,000 14,459,705.40  MIZUHO 4.2 07/18/22 14,572,000 15,097,874.33  MIZUHO 4.353 10/20/25 14,000,000 14,770,414.40  MIZUHO 4.6 03/27/24 34,242,000 36,531,557.08  MSINS Var 03/15/2072 32,000,000 5,031,924.50  MUFG 2 3/4 09/14/20 5,000,000 5,031,924.50  MUFG 2.757 09/13/26 5,000,000 5,034,586.50  MUFG 2.757 09/13/26 5,000,000 13,723,959.60  MUFG 3 1/4 09/08/24 8,200,000 8,055,304.11  MUFG 3 1/4 09/08/24 8,200,000 4,176,714.40  MUFG 3 3.455 03/02/23 5,000,000 7,504,604.80  MUFG 3.385 03/01/26 7,000,000 7,504,604.80  MUFG 3.385 03/01/26 7,000,000 7,504,604.80  MUFG 3.961 03/02/28 7,000,000 5,037,405.00  MUFG 5.052 09/19/22 5,000,000 5,037,405.00  MUFG 5.052 09/19/27 5,000,000 5,037,405.00  MUFLIF 5.1 04/26/48 5,000,000 8,670,000.00  MIPLIF 5.1 10/16/44 8,800,000 8,959,500.00  NIPLIF 6.1 10/16/44 8,800,000 8,959,000.00  NIPLIF 5.1 10/16/44 8,800,000 9,592,000.00  NINDLIF 5.1 10/16/41 8,800,000 9,592,000.00  NINDLIF 5.1 10/16/41 8,800,000 9,592,000.00  NINDLIF 5.1 10/16/41 8,800,	HNDA 3 7/8 09/21/20	500,000	508,020.50	
JAPTOB 2 04/13/21	HNDA 3.45 07/14/23	1,000,000	1,045,800.00	
JAPTOB 2.8 04/13/26	HNDA 3.8 09/20/21	700,000	722,428.00	
KOMATS 2.437 09/11/22 26,000,000 26,108,940.00  MATSEL 3.113 07/19/29 9,530,000 9,838,435.59  MITCO 2 5/8 07/14/22 22,000,000 22,164,771.20  MITCO 3 3/8 07/23/24 12,962,000 13,493,811.41  MITSRE 2.95 01/23/23 3,000,000 3,043,525.80  MITSRE 3.65 07/20/27 27,000,000 28,629,771.30  MIZUHO 2.273 09/13/21 3,000,000 3,005,164.80  MIZUHO 2.839 09/13/26 4,000,000 4,046,269.60  MIZUHO 3.17 09/11/27 14,000,000 14,459,705.40  MIZUHO 4.2 07/18/22 14,572,000 15,097,874.33  MIZUHO 4.353 10/20/25 14,000,000 14,770,414.40  MIZUHO 4.6 03/27/24 34,242,000 36,531,557.08  MSINS Var 03/15/2072 32,000,000 35,031,296.00  MUFG 2.3/4 09/14/20 5,000,000 5,031,924.50  MUFG 2.19 09/13/21 6,000,000 5,031,924.50  MUFG 2.85 09/08/21 7,950,000 8,050,627.20  MUFG 2.85 09/08/21 7,950,000 8,055,304.11  MUFG 3.3/4 03/10/24 13,000,000 13,723,959.60  MUFG 3.287 07/25/27 4,000,000 5,180,500.00  MUFG 3.287 07/25/27 4,000,000 7,504,604.80  MUFG 3.385 03/01/26 7,000,000 5,037,405.00  MUFG 3.961 03/02/28 7,000,000 5,037,405.00  MUFG 3.962 09/19/22 5,000,000 5,037,405.00  MUFG 3.961 03/02/28 7,000,000 5,037,405.00  MYLIFE 5.1 04/26/48 5,000,000 5,037,405.00  MYLIFE 5.2 10/20/45 27,000,000 3,009,690.00  MYLIFE 5.2 10/19/47 8,000,000 8,390,000.00  NIPLIF 4.7 01/20/46 8,000,000 8,995,550.00  NIPLIF 5.1 10/16/44 8,800,000 8,995,550.00  NIPLIF 5.1 10/16/44 8,800,000 9,592,000.00  NKSJHD 5.325 03/28/73 33,300,000 35,888,808.60  NOMURA 6.7 03/20 11,611,000 11,766,626.87  NSANY 1.9 09/14/21 7,000,000 6,931,050.00	JAPTOB 2 04/13/21	3,000,000	2,994,750.00	
MATSEL 3.113 07/19/29 9,530,000 9,838,435.59 MITCO 2 5/8 07/14/22 22,000,000 22,164,771.20 MITCO 3 3/8 07/23/24 12,962,000 13,493,811.41 MITSRE 2.95 01/23/23 3,000,000 3,043,525.80 MITSRE 3.65 07/20/27 27,000,000 28,629,771.30 MIZUHO 2.273 09/13/21 3,000,000 4,046,269.60 MIZUHO 2.839 09/13/26 4,000,000 4,046,269.60 MIZUHO 3.17 09/11/27 14,000,000 14,459,705.40 MIZUHO 4.2 07/18/22 14,572,000 15,097,874.33 MIZUHO 4.353 10/20/25 14,000,000 14,770,414.40 MIZUHO 4.6 03/27/24 34,242,000 36,531,557.08 MSINS Var 03/15/2072 32,000,000 35,031,296.00 MUFG 2 3/4 09/14/20 5,000,000 5,031,924.50 MUFG 2.19 09/13/21 6,000,000 5,034,586.50 MUFG 2.85 09/08/21 7,950,000 8,055,304.11 MUFG 3.757 09/13/26 5,000,000 5,034,586.50 MUFG 3.85 09/08/21 7,950,000 8,542,341.80 MUFG 3.3287 07/25/27 4,000,000 13,723,959.60 MUFG 3.385 03/01/26 7,000,000 7,504,604.80 MUFG 3.961 03/02/28 7,000,000 5,037,405.00 MUFG 3.962 09/19/22 5,000,000 7,504,604.80 MUFLIF 5.1 04/26/48 5,000,000 8,390,000.00 MIFLIF 5.2 10/20/45 27,000,000 30,009,690.00 MIFLIF 4.7 01/20/46 8,000,000 8,955,500.00 NIPLIF 4.7 01/20/46 8,000,000 8,955,500.00 NIPLIF 5.1 10/16/44 8,800,000 8,955,500.00 NIPLIF 5.1 10/16/44 8,800,000 8,955,500.00 NIPLIF 5.1 10/16/44 8,800,000 9,592,000.00 NIPLIF 5.1 10/16/44 8,800,000 9,592,000.00 NINCARANY 1.9 09/14/21 7,000,000 11,766,626.87 NSANY 1.9 09/14/21 7,000,000 6,931,050.00	JAPTOB 2.8 04/13/26	28,246,000	28,455,020.40	
MITCO 2 5/8 07/14/22	KOMATS 2.437 09/11/22	26,000,000	26,108,940.00	
MITCO 3 3/8 07/23/24	MATSEL 3.113 07/19/29	9,530,000	9,838,435.59	
MITSRE 2.95 01/23/23 3,000,000 3,043,525.80  MITSRE 3.65 07/20/27 27,000,000 28,629,771.30  MIZUHO 2.273 09/13/21 3,000,000 3,005,164.80  MIZUHO 2.839 09/13/26 4,000,000 4,046,269.60  MIZUHO 3.17 09/11/27 14,000,000 14,459,705.40  MIZUHO 4.2 07/18/22 14,572,000 15,097,874.33  MIZUHO 4.353 10/20/25 14,000,000 14,770,414.40  MIZUHO 4.6 03/27/24 34,242,000 36,531,557.08  MSINS Var 03/15/2072 32,000,000 35,031,296.00  MUFG 2 3/4 09/14/20 5,000,000 5,031,924.50  MUFG 2.19 09/13/21 6,000,000 5,996,760.00  MUFG 2.85 09/08/21 7,950,000 8,055,304.11  MUFG 3.74 09/08/24 8,200,000 8,542,341.80  MUFG 3.287 07/25/27 4,000,000 13,723,959.60  MUFG 3.287 07/25/27 4,000,000 5,180,500.00  MUFG 3.85 03/01/26 7,000,000 7,504,604.80  MUFG 3.961 03/02/28 7,000,000 7,665,943.60  MUFG 3.961 03/02/28 7,000,000 5,037,405.00  MUFG 5.2 10/19/47 8,000,000 8,390,550.00  MIPLIF 5.1 04/26/48 5,000,000 8,390,000  MIPLIF 4.7 01/20/46 8,000,000 8,390,000.00  NIPLIF 4.7 01/20/46 8,000,000 8,390,000.00  NIPLIF 5.1 10/16/44 8,800,000 8,995,550.00  NIPLIF 5.1 10/16/44 8,800,000 8,995,550.00  NIPLIF 5.1 10/16/44 8,800,000 9,592,000.00	MITCO 2 5/8 07/14/22	22,000,000	22,164,771.20	
MITSRE 3.65 07/20/27 27,000,000 28,629,771.30 MIZUHO 2.273 09/13/21 3,000,000 3,005,164.80 MIZUHO 2.839 09/13/26 4,000,000 4,046,269.60 MIZUHO 3.17 09/11/27 14,000,000 14,459,705.40 MIZUHO 4.2 07/18/22 14,572,000 15,097,874.33 MIZUHO 4.353 10/20/25 14,000,000 14,770,414.40 MIZUHO 4.6 03/27/24 34,242,000 36,531,557.08 MSINS Var 03/15/2072 32,000,000 35,031,296.00 MUFG 2.19 09/13/21 6,000,000 5,031,924.50 MUFG 2.19 09/13/26 5,000,000 5,031,924.50 MUFG 2.85 09/08/21 7,950,000 8,055,304.11 MUFG 3 1/4 09/08/24 8,200,000 8,542,341.80 MUFG 3.287 07/25/27 4,000,000 13,723,959.60 MUFG 3.287 07/25/27 4,000,000 4,176,714.40 MUFG 3.455 03/02/23 5,000,000 5,180,550.00 MUFG 3.85 03/01/26 7,000,000 7,504,604.80 MUFG 3.85 03/02/28 7,000,000 7,504,604.80 MUFG 3.961 03/02/28 7,000,000 7,504,604.80 MUFG 3.961 03/02/28 7,000,000 7,504,604.80 MUFJLF 2.652 09/19/22 5,000,000 5,037,405.00 MIJPLIF 4 09/19/47 8,000,000 8,390,000.00 NIPLIF 5.1 10/16/44 8,800,000 8,995,550.00 NIPLIF 5.1 10/16/44 8,800,000 8,991,050.00 9,991,000.00 NIPLIF 5.1 10/16/44 8,800,000 8,991,0	MITCO 3 3/8 07/23/24	12,962,000	13,493,811.41	
MIZUHO 2.273 09/13/21	MITSRE 2.95 01/23/23	3,000,000	3,043,525.80	
MIZUHO 2.839 09/13/26	MITSRE 3.65 07/20/27	27,000,000	28,629,771.30	
MIZUHO 3.17 09/11/27         14,000,000         14,459,705.40           MIZUHO 4.2 07/18/22         14,572,000         15,097,874.33           MIZUHO 4.353 10/20/25         14,000,000         14,770,414.40           MIZUHO 4.6 03/27/24         34,242,000         36,531,557.08           MSINS Var 03/15/2072         32,000,000         35,031,296.00           MUFG 2 3/4 09/14/20         5,000,000         5,996,760.00           MUFG 2.19 09/13/21         6,000,000         5,996,760.00           MUFG 2.65 10/19/20         8,000,000         5,034,586.50           MUFG 2.757 09/13/26         5,000,000         5,034,586.50           MUFG 3 1/4 09/08/24         8,200,000         8,555,304.11           MUFG 3 3/4 03/10/24         13,000,000         13,723,959.60           MUFG 3.287 07/25/27         4,000,000         4,176,714.40           MUFG 3.287 07/25/27         4,000,000         4,176,714.40           MUFG 3.85 03/01/26         7,000,000         5,180,500.00           MUFG 3.85 03/01/26         7,000,000         7,504,604.80           MUFG 3.961 03/02/28         7,000,000         7,665,943.60           MVLIFE 5.1 04/26/48         5,000,000         5,037,500.00           MYLIFE 5.1 04/26/48         5,000,000         8,390,000.00 <td>MIZUHO 2.273 09/13/21</td> <td>3,000,000</td> <td>3,005,164.80</td> <td></td>	MIZUHO 2.273 09/13/21	3,000,000	3,005,164.80	
MIZUHO 4.2 07/18/22         14,572,000         15,097,874.33           MIZUHO 4.353 10/20/25         14,000,000         14,770,414.40           MIZUHO 4.6 03/27/24         34,242,000         36,531,557.08           MSINS Var 03/15/2072         32,000,000         35,031,296.00           MUFG 2 3/4 09/14/20         5,000,000         5,031,924.50           MUFG 2.19 09/13/21         6,000,000         5,996,760.00           MUFG 2.65 10/19/20         8,000,000         8,050,627.20           MUFG 2.757 09/13/26         5,000,000         5,034,586.50           MUFG 2.85 09/08/21         7,950,000         8,055,304.11           MUFG 3 1/4 09/08/24         8,200,000         8,542,341.80           MUFG 3 3/4 03/10/24         13,000,000         13,723,959.60           MUFG 3.287 07/25/27         4,000,000         4,176,714.40           MUFG 3.85 03/02/23         5,000,000         5,180,500.00           MUFG 3.85 03/01/26         7,000,000         7,504,604.80           MUFG 3.961 03/02/28         7,000,000         7,665,943.60           MUFJLF 2.652 09/19/22         5,000,000         5,037,405.00           MYLIFE 5.1 04/26/48         5,000,000         5,637,500.00           MYLIFE 5.2 10/20/45         27,000,000         8,939,5550.00 <td>MIZUHO 2.839 09/13/26</td> <td>4,000,000</td> <td>4,046,269.60</td> <td></td>	MIZUHO 2.839 09/13/26	4,000,000	4,046,269.60	
MIZUHO 4.353 10/20/25         14,000,000         14,770,414.40           MIZUHO 4.6 03/27/24         34,242,000         36,531,557.08           MSINS Var 03/15/2072         32,000,000         35,031,296.00           MUFG 2 3/4 09/14/20         5,000,000         5,031,924.50           MUFG 2.19 09/13/21         6,000,000         5,996,760.00           MUFG 2.65 10/19/20         8,000,000         8,050,627.20           MUFG 2.757 09/13/26         5,000,000         5,034,586.50           MUFG 3.44 09/08/24         8,200,000         8,555,304.11           MUFG 3 1/4 09/08/24         8,200,000         8,542,341.80           MUFG 3 3/4 03/10/24         13,000,000         13,723,959.60           MUFG 3.287 07/25/27         4,000,000         4,176,714.40           MUFG 3.85 03/02/23         5,000,000         5,180,500.00           MUFG 3.961 03/02/28         7,000,000         7,504,604.80           MUFG 3.961 03/02/28         7,000,000         5,037,405.00           MYLIFE 5.1 04/26/48         5,000,000         5,637,500.00           MYLIFE 5.2 10/20/45         27,000,000         30,009,690.00           NIPLIF 4.7 01/20/46         8,000,000         8,995,550.00           NIPLIF 5.1 10/16/44         8,800,000         9,592,000.00	MIZUHO 3.17 09/11/27	14,000,000	14,459,705.40	
MIZUHO 4.6 03/27/24 34,242,000 36,531,557.08 MSINS Var 03/15/2072 32,000,000 35,031,296.00 MUFG 2 3/4 09/14/20 5,000,000 5,031,924.50 MUFG 2.19 09/13/21 6,000,000 5,996,760.00 MUFG 2.65 10/19/20 8,000,000 5,034,586.50 MUFG 2.757 09/13/26 5,000,000 5,034,586.50 MUFG 2.85 09/08/21 7,950,000 8,055,304.11 MUFG 3 1/4 09/08/24 8,200,000 8,542,341.80 MUFG 3 3/4 03/10/24 13,000,000 13,723,959.60 MUFG 3.287 07/25/27 4,000,000 4,176,714.40 MUFG 3.455 03/02/23 5,000,000 5,180,500.00 MUFG 3.85 03/01/26 7,000,000 7,504,604.80 MUFG 3.961 03/02/28 7,000,000 7,665,943.60 MUFJLF 2.652 09/19/22 5,000,000 5,037,405.00 MYLIFE 5.1 04/26/48 5,000,000 5,637,500.00 MYLIFE 5.2 10/20/45 27,000,000 7,504,604.80 MIPLIF 4.7 01/20/46 8,000,000 8,390,000.00 NIPLIF 4.7 01/20/46 8,000,000 8,9592,000.00 NIPLIF 5.1 10/16/44 8,800,000 8,9592,000.00 NIPLIF 5.1 10/16/44 8,800,000 9,592,000.00 NIPLIF 5.1 10/16/	MIZUHO 4.2 07/18/22	14,572,000	15,097,874.33	
MSINS Var 03/15/2072 32,000,000 35,031,296.00  MUFG 2 3/4 09/14/20 5,000,000 5,031,924.50  MUFG 2.19 09/13/21 6,000,000 5,996,760.00  MUFG 2.65 10/19/20 8,000,000 5,034,586.50  MUFG 2.757 09/13/26 5,000,000 5,034,586.50  MUFG 2.85 09/08/21 7,950,000 8,055,304.11  MUFG 3 1/4 09/08/24 8,200,000 8,542,341.80  MUFG 3 3/4 03/10/24 13,000,000 13,723,959.60  MUFG 3.287 07/25/27 4,000,000 4,176,714.40  MUFG 3.85 03/02/23 5,000,000 5,180,500.00  MUFG 3.85 03/01/26 7,000,000 7,504,604.80  MUFG 3.961 03/02/28 7,000,000 7,665,943.60  MUFJLF 2.652 09/19/22 5,000,000 5,037,405.00  MYLIFE 5.1 04/26/48 5,000,000 8,390,000.00  MYLIFE 5.2 10/20/45 27,000,000 30,009,690.00  NIPLIF 4.7 01/20/46 8,000,000 8,390,000.00  NIPLIF 5 10/18/42 8,500,000 8,995,550.00  NIPLIF 5.1 10/16/44 8,800,000 9,592,000.00  NIPLIF 5.1 10/16/44 7,000,000 6,931,050.00	MIZUHO 4.353 10/20/25	14,000,000	14,770,414.40	
MUFG 2 3/4 09/14/20 5,000,000 5,031,924.50  MUFG 2.19 09/13/21 6,000,000 5,996,760.00  MUFG 2.65 10/19/20 8,000,000 8,050,627.20  MUFG 2.757 09/13/26 5,000,000 5,034,586.50  MUFG 2.85 09/08/21 7,950,000 8,055,304.11  MUFG 3 1/4 09/08/24 8,200,000 8,542,341.80  MUFG 3 3/4 03/10/24 13,000,000 13,723,959.60  MUFG 3.287 07/25/27 4,000,000 4,176,714.40  MUFG 3.455 03/02/23 5,000,000 5,180,500.00  MUFG 3.85 03/01/26 7,000,000 7,504,604.80  MUFG 3.961 03/02/28 7,000,000 7,665,943.60  MUFJLF 2.652 09/19/22 5,000,000 5,037,405.00  MYLIFE 5.1 04/26/48 5,000,000 5,637,500.00  MYLIFE 5.2 10/20/45 27,000,000 8,390,000.00  NIPLIF 4.7 01/20/46 8,000,000 8,995,550.00  NIPLIF 5 10/18/42 8,500,000 9,592,000.00  NIPLIF 5.1 10/16/44 8,800,000 9,592,000.00  NISSJHD 5.325 03/28/73 33,300,000 35,888,808.60  NOMURA 6.7 03/20 11,611,000 11,766,626.87  NSANY 1.9 09/14/21 7,000,000 6,931,050.00	MIZUHO 4.6 03/27/24	34,242,000	36,531,557.08	
MUFG 2.19 09/13/21 6,000,000 5,996,760.00  MUFG 2.65 10/19/20 8,000,000 8,050,627.20  MUFG 2.757 09/13/26 5,000,000 5,034,586.50  MUFG 2.85 09/08/21 7,950,000 8,055,304.11  MUFG 3 1/4 09/08/24 8,200,000 8,542,341.80  MUFG 3 3/4 03/10/24 13,000,000 13,723,959.60  MUFG 3.287 07/25/27 4,000,000 4,176,714.40  MUFG 3.455 03/02/23 5,000,000 5,180,500.00  MUFG 3.85 03/01/26 7,000,000 7,504,604.80  MUFG 3.961 03/02/28 7,000,000 7,665,943.60  MUFJLF 2.652 09/19/22 5,000,000 5,037,405.00  MYLIFE 5.1 04/26/48 5,000,000 5,637,500.00  MYLIFE 5.2 10/20/45 27,000,000 8,390,000.00  NIPLIF 4 09/19/47 8,000,000 8,390,000.00  NIPLIF 4.7 01/20/46 8,000,000 8,995,550.00  NIPLIF 5.1 10/16/44 8,800,000 9,592,000.00  NIPLIF 5.1 10/16/44 8,800,000 9,592,000.00  NKSJHD 5.325 03/28/73 33,300,000 35,888,808.60  NOMURA 6.7 03/20 11,611,000 11,766,626.87  NSANY 1.9 09/14/21 7,000,000 6,931,050.00	MSINS Var 03/15/2072	32,000,000	35,031,296.00	
MUFG 2.65 10/19/20	MUFG 2 3/4 09/14/20	5,000,000	5,031,924.50	
MUFG 2.757 09/13/26         5,000,000         5,034,586.50           MUFG 2.85 09/08/21         7,950,000         8,055,304.11           MUFG 3 1/4 09/08/24         8,200,000         8,542,341.80           MUFG 3 3/4 03/10/24         13,000,000         13,723,959.60           MUFG 3.287 07/25/27         4,000,000         4,176,714.40           MUFG 3.455 03/02/23         5,000,000         5,180,500.00           MUFG 3.85 03/01/26         7,000,000         7,504,604.80           MUFG 3.961 03/02/28         7,000,000         7,665,943.60           MUFJLF 2.652 09/19/22         5,000,000         5,037,405.00           MYLIFE 5.1 04/26/48         5,000,000         5,637,500.00           MYLIFE 5.2 10/20/45         27,000,000         30,009,690.00           NIPLIF 4 09/19/47         8,000,000         8,390,000.00           NIPLIF 5 10/18/42         8,500,000         8,995,550.00           NIPLIF 5.1 10/16/44         8,800,000         9,592,000.00           NKSJHD 5.325 03/28/73         33,300,000         35,888,808.60           NOMURA 6.7 03/20         11,611,000         11,766,626.87           NSANY 1.9 09/14/21         7,000,000         6,931,050.00	MUFG 2.19 09/13/21	6,000,000	5,996,760.00	
MUFG 2.85 09/08/21 7,950,000 8,055,304.11  MUFG 3 1/4 09/08/24 8,200,000 8,542,341.80  MUFG 3 3/4 03/10/24 13,000,000 13,723,959.60  MUFG 3.287 07/25/27 4,000,000 4,176,714.40  MUFG 3.455 03/02/23 5,000,000 7,504,604.80  MUFG 3.85 03/01/26 7,000,000 7,665,943.60  MUFG 3.961 03/02/28 7,000,000 5,037,405.00  MUFJLF 2.652 09/19/22 5,000,000 5,637,500.00  MYLIFE 5.1 04/26/48 5,000,000 5,637,500.00  MYLIFE 5.2 10/20/45 27,000,000 8,390,000.00  NIPLIF 4 09/19/47 8,000,000 8,390,000.00  NIPLIF 5 10/18/42 8,500,000 8,995,550.00  NIPLIF 5.1 10/16/44 8,800,000 9,592,000.00  NIPLIF 5.325 03/28/73 33,300,000 35,888,808.60  NOMURA 6.7 03/20 11,611,000 11,766,626.87  NSANY 1.9 09/14/21 7,000,000 6,931,050.00	MUFG 2.65 10/19/20	8,000,000	8,050,627.20	
MUFG 3 1/4 09/08/24 8,200,000 8,542,341.80  MUFG 3 3/4 03/10/24 13,000,000 13,723,959.60  MUFG 3.287 07/25/27 4,000,000 4,176,714.40  MUFG 3.455 03/02/23 5,000,000 5,180,500.00  MUFG 3.85 03/01/26 7,000,000 7,504,604.80  MUFG 3.961 03/02/28 7,000,000 7,665,943.60  MUFJLF 2.652 09/19/22 5,000,000 5,037,405.00  MYLIFE 5.1 04/26/48 5,000,000 5,637,500.00  MYLIFE 5.2 10/20/45 27,000,000 30,009,690.00  NIPLIF 4.7 01/20/46 8,000,000 8,390,000.00  NIPLIF 5 10/18/42 8,500,000 8,995,550.00  NIPLIF 5.1 10/16/44 8,800,000 9,592,000.00  NKSJHD 5.325 03/28/73 33,300,000 35,888,808.60  NOMURA 6.7 03/20 11,611,000 11,766,626.87  NSANY 1.9 09/14/21 7,000,000 6,931,050.00	MUFG 2.757 09/13/26	5,000,000	5,034,586.50	
MUFG 3 3/4 03/10/24 13,000,000 13,723,959.60 MUFG 3.287 07/25/27 4,000,000 4,176,714.40 MUFG 3.455 03/02/23 5,000,000 5,180,500.00 MUFG 3.85 03/01/26 7,000,000 7,504,604.80 MUFG 3.961 03/02/28 7,000,000 7,665,943.60 MUFJLF 2.652 09/19/22 5,000,000 5,037,405.00 MYLIFE 5.1 04/26/48 5,000,000 5,637,500.00 MYLIFE 5.2 10/20/45 27,000,000 30,009,690.00 NIPLIF 4 09/19/47 8,000,000 8,390,000.00 NIPLIF 4.7 01/20/46 8,000,000 8,670,000.00 NIPLIF 5.1 10/18/42 8,500,000 8,995,550.00 NIPLIF 5.1 10/16/44 8,800,000 9,592,000.00 NIPLIF 5.1 20/16/44 8,800,000 9,592,000.00 NIPLIF 5.1 10/16/44 8,800,000 9,592,000.00	MUFG 2.85 09/08/21	7,950,000	8,055,304.11	
MUFG 3.287 07/25/27	MUFG 3 1/4 09/08/24	8,200,000	8,542,341.80	
MUFG 3.455 03/02/23         5,000,000         5,180,500.00           MUFG 3.85 03/01/26         7,000,000         7,504,604.80           MUFG 3.961 03/02/28         7,000,000         7,665,943.60           MUFJLF 2.652 09/19/22         5,000,000         5,037,405.00           MYLIFE 5.1 04/26/48         5,000,000         5,637,500.00           MYLIFE 5.2 10/20/45         27,000,000         30,009,690.00           NIPLIF 4 09/19/47         8,000,000         8,390,000.00           NIPLIF 5.1 10/18/42         8,500,000         8,995,550.00           NIPLIF 5.1 10/16/44         8,800,000         9,592,000.00           NKSJHD 5.325 03/28/73         33,300,000         35,888,808.60           NOMURA 6.7 03/20         11,611,000         11,766,626.87           NSANY 1.9 09/14/21         7,000,000         6,931,050.00	MUFG 3 3/4 03/10/24	13,000,000	13,723,959.60	
MUFG 3.85 03/01/26 7,000,000 7,504,604.80  MUFG 3.961 03/02/28 7,000,000 7,665,943.60  MUFJLF 2.652 09/19/22 5,000,000 5,037,405.00  MYLIFE 5.1 04/26/48 5,000,000 5,637,500.00  MYLIFE 5.2 10/20/45 27,000,000 30,009,690.00  NIPLIF 4 09/19/47 8,000,000 8,390,000.00  NIPLIF 4.7 01/20/46 8,000,000 8,670,000.00  NIPLIF 5 10/18/42 8,500,000 8,995,550.00  NIPLIF 5.1 10/16/44 8,800,000 9,592,000.00  NKSJHD 5.325 03/28/73 33,300,000 35,888,808.60  NOMURA 6.7 03/20 11,611,000 11,766,626.87  NSANY 1.9 09/14/21 7,000,000 6,931,050.00	MUFG 3.287 07/25/27	4,000,000	4,176,714.40	
MUFG 3.961 03/02/28 7,000,000 7,665,943.60  MUFJLF 2.652 09/19/22 5,000,000 5,037,405.00  MYLIFE 5.1 04/26/48 5,000,000 5,637,500.00  MYLIFE 5.2 10/20/45 27,000,000 30,009,690.00  NIPLIF 4 09/19/47 8,000,000 8,390,000.00  NIPLIF 4.7 01/20/46 8,000,000 8,670,000.00  NIPLIF 5 10/18/42 8,500,000 8,995,550.00  NIPLIF 5.1 10/16/44 8,800,000 9,592,000.00  NKSJHD 5.325 03/28/73 33,300,000 35,888,808.60  NOMURA 6.7 03/20 11,611,000 11,766,626.87  NSANY 1.9 09/14/21 7,000,000 6,931,050.00	MUFG 3.455 03/02/23	5,000,000	5,180,500.00	
MUFJLF 2.652 09/19/22       5,000,000       5,037,405.00         MYLIFE 5.1 04/26/48       5,000,000       5,637,500.00         MYLIFE 5.2 10/20/45       27,000,000       30,009,690.00         NIPLIF 4 09/19/47       8,000,000       8,390,000.00         NIPLIF 4.7 01/20/46       8,000,000       8,670,000.00         NIPLIF 5 10/18/42       8,500,000       8,995,550.00         NIPLIF 5.1 10/16/44       8,800,000       9,592,000.00         NKSJHD 5.325 03/28/73       33,300,000       35,888,808.60         NOMURA 6.7 03/20       11,611,000       11,766,626.87         NSANY 1.9 09/14/21       7,000,000       6,931,050.00	MUFG 3.85 03/01/26	7,000,000	7,504,604.80	
MYLIFE 5.1 04/26/48       5,000,000       5,637,500.00         MYLIFE 5.2 10/20/45       27,000,000       30,009,690.00         NIPLIF 4 09/19/47       8,000,000       8,390,000.00         NIPLIF 4.7 01/20/46       8,000,000       8,670,000.00         NIPLIF 5 10/18/42       8,500,000       8,995,550.00         NIPLIF 5.1 10/16/44       8,800,000       9,592,000.00         NKSJHD 5.325 03/28/73       33,300,000       35,888,808.60         NOMURA 6.7 03/20       11,611,000       11,766,626.87         NSANY 1.9 09/14/21       7,000,000       6,931,050.00	MUFG 3.961 03/02/28	7,000,000	7,665,943.60	
MYLIFE 5.2 10/20/45       27,000,000       30,009,690.00         NIPLIF 4 09/19/47       8,000,000       8,390,000.00         NIPLIF 4.7 01/20/46       8,000,000       8,670,000.00         NIPLIF 5 10/18/42       8,500,000       8,995,550.00         NIPLIF 5.1 10/16/44       8,800,000       9,592,000.00         NKSJHD 5.325 03/28/73       33,300,000       35,888,808.60         NOMURA 6.7 03/20       11,611,000       11,766,626.87         NSANY 1.9 09/14/21       7,000,000       6,931,050.00	MUFJLF 2.652 09/19/22	5,000,000	5,037,405.00	
NIPLIF 4 09/19/47       8,000,000       8,390,000.00         NIPLIF 4.7 01/20/46       8,000,000       8,670,000.00         NIPLIF 5 10/18/42       8,500,000       8,995,550.00         NIPLIF 5.1 10/16/44       8,800,000       9,592,000.00         NKSJHD 5.325 03/28/73       33,300,000       35,888,808.60         NOMURA 6.7 03/20       11,611,000       11,766,626.87         NSANY 1.9 09/14/21       7,000,000       6,931,050.00	MYLIFE 5.1 04/26/48	5,000,000	5,637,500.00	
NIPLIF 4.7 01/20/46       8,000,000       8,670,000.00         NIPLIF 5 10/18/42       8,500,000       8,995,550.00         NIPLIF 5.1 10/16/44       8,800,000       9,592,000.00         NKSJHD 5.325 03/28/73       33,300,000       35,888,808.60         NOMURA 6.7 03/20       11,611,000       11,766,626.87         NSANY 1.9 09/14/21       7,000,000       6,931,050.00	MYLIFE 5.2 10/20/45	27,000,000	30,009,690.00	
NIPLIF 5 10/18/42       8,500,000       8,995,550.00         NIPLIF 5.1 10/16/44       8,800,000       9,592,000.00         NKSJHD 5.325 03/28/73       33,300,000       35,888,808.60         NOMURA 6.7 03/20       11,611,000       11,766,626.87         NSANY 1.9 09/14/21       7,000,000       6,931,050.00	NIPLIF 4 09/19/47	8,000,000	8,390,000.00	
NIPLIF 5.1 10/16/44       8,800,000       9,592,000.00         NKSJHD 5.325 03/28/73       33,300,000       35,888,808.60         NOMURA 6.7 03/20       11,611,000       11,766,626.87         NSANY 1.9 09/14/21       7,000,000       6,931,050.00	NIPLIF 4.7 01/20/46	8,000,000	8,670,000.00	
NKSJHD 5.325 03/28/73       33,300,000       35,888,808.60         NOMURA 6.7 03/20       11,611,000       11,766,626.87         NSANY 1.9 09/14/21       7,000,000       6,931,050.00	NIPLIF 5 10/18/42	8,500,000	8,995,550.00	
NOMURA 6.7 03/20       11,611,000       11,766,626.87         NSANY 1.9 09/14/21       7,000,000       6,931,050.00	NIPLIF 5.1 10/16/44	8,800,000	9,592,000.00	
NSANY 1.9 09/14/21 7,000,000 6,931,050.00	NKSJHD 5.325 03/28/73	33,300,000	35,888,808.60	
	NOMURA 6.7 03/20	11,611,000	11,766,626.87	
NSANY 2 1/8 03/03/20 2,000,000 1,999,577.60	NSANY 1.9 09/14/21	7,000,000	6,931,050.00	
	NSANY 2 1/8 03/03/20	2,000,000	1,999,577.60	

	NSANY 2.15 07/13/20	2,000,000	1,998,727.20	
	NTT 1.9 07/21/21	36,000,000	35,967,600.00	
	NTT 2.15 02/26/20	5,950,000	5,949,643.00	
	ORIX 2.65 04/13/21	928,000	931,518.04	
	ORIX 3 1/4 12/04/24	3,000,000	3,126,061.80	
	ORIX 3.7 07/18/27	10,000,000	10,651,743.00	
	ORIX 3.95 01/19/27	19,500,000	20,975,233.50	
	SMBCAC 3 07/15/22	10,000,000	10,181,110.00	
	SMBCAC 3.55 04/15/24	1,000,000	1,036,285.00	
	SMBCAC 4 1/8 07/15/23	1,000,000	1,053,105.50	
	SUMI 2 1/2 09/13/22	30,000,000	30,106,470.00	
	SUMIBK 2.632 07/14/26	9,000,000	9,003,371.40	
	SUMIBK 2.934 03/09/21	10,000,000	10,110,640.00	
	SUMIBK 3.544 01/17/28	6,000,000	6,382,343.40	
	SUMIBK 4.436 04/02/24	7,514,000	7,923,686.57	
	SUMIBK 4.85 03/01/22	9,000,000	9,452,610.00	
	SUMILF 4 09/14/77	19,000,000	19,950,000.00	
	SUMILF 6 1/2 09/20/73	15,000,000	16,884,000.00	
	SUNTOR 2.55 06/28/22	16,500,000	16,569,115.20	
	TOYAUT 3.235 03/16/23	6,000,000	6,152,814.00	
	TOYAUT 3.566 03/16/28	3,000,000	3,197,385.00	
	TOYOTA 3.05 01/11/28	1,000,000	1,055,700.00	
	TOYOTA 3.3 01/22	1,000,000	1,029,349.00	
	TOYOTA 3.4 09/21	1,000,000	1,027,088.70	
	TOYOTA 3.65 01/08/29	2,000,000	2,202,800.00	
	TOYOTA 3.669 07/20/28	5,000,000	5,478,000.00	
	TOYOTA 4 1/2 06/20	941,000	955,094.29	
米ドル小割	<u> </u>	750,182,000	780,304,689.09 (84,748,892,282)	
	銘柄数	81		
	比率	90.2%	90.8%	
ユーロ	ASABRE 0.321 09/19/21	3,000,000	ユーロ 3,012,600.00	
	ASABRE 1.151 09/19/25	40,500,000	41,982,300.00	
	HNDA 0.55 03/17/23	1,000,000	1,016,800.00	
	NOMURA 1 1/2 05/12/21	1,300,000	1,328,210.00	
	SUMIBK 1.546 06/15/26	2,000,000	2,144,500.00	
	SUMIBK 4 11/09/20	9,800,000	10,165,540.00	
ユーロ小詞	計 	57,600,000	59,649,950.00 (7,177,081,984)	
	<b>銘柄数</b>	6		
	比率	7.6%	7.7%	

					1 1 1 1 2 2
	豪ドル	TOYOTA 2 3/4 07/26/21	1,000,000	豪ドル 1,024,630.00	
	豪ドル小計		1,000,000	1,024,630.00 (75,966,068)	
		<b>銘柄数</b>	1		
		比率	0.1%	0.1%	
社債券合計				円 92,001,940,334 (92,001,940,334)	
合	·計			円 93,301,793,079 (93,301,793,079)	

- (注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。
- (注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
- (注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。
- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

### 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

2019年11月29日現在

種類	金額
資産総額	83,125,491,180 円
負債総額	432,934,557 円
純資産総額( - )	82,692,556,623 円
発行済数量	95,837,608,465 🏻
1 単位当たり純資産額( / )	0.8628 円

(ご参考:親投資信託の現況)

東京海上・ニッポン世界債券マザーファンド

2019年11月29日現在

種類	金額
資産総額	95,023,421,943 円
負債総額	588,966,216 円
純資産総額( - )	94,434,455,727 円
発行済数量	58,882,682,950 □
1 単位当たり純資産額( / )	1.6038 円

# 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の 規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機 関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を 表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発 行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式 受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- 1. 名義書換
   該当事項はありません。
- 2. 受益者に対する特典 特典はありません。
- 3. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容 譲渡制限はありません。

### 4. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

EDINET提出書類 東京海上アセットマネジメント株式会社(E06433) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

### 5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### 6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### 7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)にお支払いします。

### 8. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、 一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほ か、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

# 第二部【委託会社等の情報】

# 第1【委託会社等の概況】

### 1【委託会社等の概況】

2019年11月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。

委託会社業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

投資信託の投資運用の意思決定プロセスは以下の通りです。

運用本部で運用計画案、収益分配方針案等の運用の基本方針案を作成します。

運用の基本方針は、運用本部長を委員長とする投資政策委員会で投資環境見通し等をふまえて決定されます。

決定された運用の基本方針に基づき、具体的運用計画を策定し、運用を行います。

売買の執行はトレーディング部が行います。

運用部門とは独立した管理部門にて運用評価、ガイドライン遵守状況のチェックを行い、管理本部長を 委員長とし運用管理部を事務局とする運用管理委員会に結果報告します。

運用管理委員会から投資政策委員会へ運用評価、ガイドライン遵守状況がフィードバックされ次の基本方針決定に生かされます。

### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の 設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っ ています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2019年11月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託(親投資信託を除きます。)は次の通りです。

<u> </u>		
	本数	純資産総額(百万円)
追加型公社債投資信託	0	0
追加型株式投資信託	185	2,941,740
単位型公社債投資信託	2	7,077
単位型株式投資信託	4	15,269
合計	191	2,964,087

### 3【委託会社等の経理状況】

- 1. 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
  - また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- 2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34期事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表について、PWCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。
  - また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

# (1)【貸借対照表】

	<b>~</b> 00世	(単位:千円  第34期	
	第33期 (2018年 3 月31日現在)	第34期 (2019年 3 月31日現在)	
資産の部	(2010   3730   1742	(2010   37301日が圧)	
流動資産			
現金・預金	16,828,496	17,817,927	
前払費用	150,894	208,412	
未収委託者報酬	1,524,731	1,954,575	
未収収益		1,951,601	
	2,530,730		
未収入金	1,919	1,809	
その他の流動資産	23,613	21,491	
流動資産計	21,060,384	21,955,817	
固定資産			
有形固定資産	* 1 547,215	* 1 509,917	
建物	409,858	379,427	
器具備品	136,834	130,490	
リース資産	522	-	
無形固定資産	34,467	53,138	
電話加入権	3,795	3,795	
ソフトウエア仮勘定	30,672	49,343	
投資その他の資産	2,706,769	2,769,418	
投資有価証券	43,545	43,201	
関係会社株式	1,673,049	1,673,049	
その他の関係会社有価証券	31,200	31,200	
長期前払費用	10,541	28,546	
敷金	450,632	450,632	
その他長期差入保証金	10,865	10,030	
繰延税金資産	486,934	532,758	
固定資産計	3,288,452	3,332,475	
資産合計	24,348,837	25,288,293	
負債の部			
流動負債			
リース債務	548	-	
未払金	2,563,951	2,534,676	
未払手数料	634,789	872,217	
その他未払金	1,929,162	1,662,458	
未払費用	530,106	455,110	
未払消費税等	262,100	73,427	
未払法人税等	960,000	698,000	
預り金	43,264	54,312	
前受収益	3,156	3,353	
賞与引当金	282,443	313,291	
流動負債計	4,645,570	4,132,173	
固定負債		1,102,110	
退職給付引当金	386,552	378,099	
と、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは			
	386,552	378,099	
負債合計	5,032,123	4,510,272	
純資産の部			
株主資本	19,314,136	20,775,924	
資本金	2,000,000	2,000,000	
資本剰余金	400,000	400,000	
その他資本剰余金	400,000	400,000	
利益剰余金	16,914,136	18,375,924	
利益準備金	500,000	500,000	
その他利益剰余金	16,414,136	17,875,924	
特別償却準備金	38	16	

繰越利益剰余金	16,414,098	17,875,907
評価・換算差額等	2,577	2,096
その他有価証券評価差額金	2,577	2,096
純資産合計	19,316,713	20,778,021
 負債・純資産合計	24,348,837	25,288,293

# (2)【損益計算書】

	777 a a HD	(単位:千円)
	第33期 (自 2017年4月1日	第34期
	(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	11,741,085	12,725,446
運用受託報酬	11,384,860	9,897,931
投資助言報酬	68,541	69,049
その他営業収益	215,481	328,576
営業収益計	23,409,968	23,021,000
営業費用		
支払手数料	5,463,460	5,892,133
広告宣伝費	176,289	212,070
調査費	6,331,477	5,956,51
調査費	2,359,989	3,009,20
委託調査費	3,971,487	2,947,31
委託計算費	110,708	119,43
営業雑経費	226,401	238,39
通信費	30,555	32,76
印刷費	160,440	167,85
協会費	21,276	20,90
諸会費	6,349	8,37
図書費	7,778	8,49
台 営業費用計	12,308,336	12,418,55
	12,300,330	12,410,55
一般管理費	0.400.404	0.450.05
給料	3,103,124	3,450,05
役員報酬	132,792	117,07
給料・手当	2,139,811	2,360,49
賞与	830,521	972,48
交際費	16,511	19,89
寄付金	3,384	13
旅費交通費	181,123	200,29
租税公課	142,241	139,04
不動産賃借料	375,691	377,67
役員退職慰労金	6,710	
退職給付費用	114,711	113,43
賞与引当金繰入	282,443	313,29
固定資産減価償却費	76,622	106,17
法定福利費	499,149	567,36
福利厚生費	8,917	10,91
諸経費	437,854	480,37
一般管理費計	5,248,487	5,778,63
営業利益	5,853,144	4,823,81
営業外収益		
受取利息	472	42
受取配当金	* 1 107,891	* 1 5,04
匿名組合投資利益	* 1 50,146	* 1 59,79
雑益	11,209	16,16
営業外収益計	169,720	81,42
当業外費用 営業外費用	100,720	01,72
	40.074	22 57
為替差損	19,974	33,57
雑損	2,653	2,39

東京海上アセットマネジメント株式会社(E06433)

有価証券報告書(内国技	4. 设备信託受益証券)
-------------	--------------

		1
三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	22,628	35,970
経常利益 経常利益	6,000,236	4,869,267
特別損失 ————————————————————————————————————		
器具備品除却損	257	0
特別損失計	257	0
税引前当期純利益	5,999,979	4,869,267
	1,806,783	1,551,497
法人税等調整額	19,919	45,612
法人税等合計	1,786,863	1,505,884
当期純利益	4,213,116	3,363,382

# (3)【株主資本等変動計算書】

第33期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
	資本剰余金利益剰余金					
	資本金	その他資本	本 資本剰余金	到光準供合	その他利益 剰余金	
		剰余金	合計	利益準備金	特別償却 準備金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	79	13,984,954
当期変動額						
剰余金の配当						1,784,014
特別償却準備金の取崩					41	41
当期純利益						4,213,116
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	-	41	2,429,143
当期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	38	16,414,098

	株主	 資本	評価・換算差額等		
	利益剰余金	株主資本	その他	評価・換算	純資産合計
	利益剰余金 合計	体土貝本 合計	有価証券 評価差額金	差額等 合計	#UX/HIII
当期首残高	14,485,034	16,885,034	2,011	2,011	16,887,045
当期変動額					
剰余金の配当	1,784,014	1,784,014			1,784,014
特別償却準備金の取崩	-	ı			-
当期純利益	4,213,116	4,213,116			4,213,116
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			565	565	565
当期変動額合計	2,429,102	2,429,102	565	565	2,429,667
当期末残高	16,914,136	19,314,136	2,577	2,577	19,316,713

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

						<u>祝口首(丹国汉县后</u>
	株主資本					
		資本乗	削余金	金利益剰余金		
	資本金	資本金 その他資本 資本剰余金 剰余金 合計	資本剰余金	剰余金	その他利益 剰余金	
			利益準備金	特別償却 準備金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	38	16,414,098
当期変動額						
剰余金の配当						1,901,595
特別償却準備金の取崩					21	21
当期純利益						3,363,382
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	-	21	1,461,809
当期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	16	17,875,907

	株主資本		評価・換算差額等			
	利益剰余金	<b></b>		評価・換算	純資産合計	
	利益剰余金 合計	株主資本 合計		差額等 合計		
当期首残高	16,914,136	19,314,136	2,577	2,577	19,316,713	
当期変動額						
剰余金の配当	1,901,595	1,901,595			1,901,595	
特別償却準備金の取崩	•	ı			-	
当期純利益	3,363,382	3,363,382			3,363,382	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			480	480	480	
当期変動額合計	1,461,787	1,461,787	480	480	1,461,307	
当期末残高	18,375,924	20,775,924	2,096	2,096	20,778,021	

### 注記事項

重要な会計方針

第34期 自 2018年4月1日 至 2019年3月31日

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
- (1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価を把握することが極めて困難と認められるもの

移動平均法による原価法

- 2. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係る有形固定資産中のリース資産は、リース期間を耐用 年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- 3. 引当金の計上基準
- (1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付 債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4.消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### (未適用の会計基準等)

#### 第34期

自 2018年4月1日 至 2019年3月31日

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)
- (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

#### (表示方法の変更)

#### 第34期

自 2018年4月1日 至 2019年3月31日

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」291,045千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」486,934千円に含めて表示しております。

### (貸借対照表関係)

₩ 10#	•	笠0.4世		
第33其	<del>-</del>	第34期		
2018年 3 月31日現在		2019年 3 月31日現在		
* 1 . 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。		*1.有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。		
建物 器具備品 リース資産	51,080千円 424,930千円 3,395千円	建物 器具備品 リース資産	81,793千円 498,485千円 3,918千円	

### (損益計算書関係)

第33期	第34期		
自 2017年4月1日	自 2018年4月1日		
至 2018年3月31日	至 2019年3月31日		
* 1 . 関係会社との主な取引高は次のとおりであります。	* 1.関係会社との主な取引高は次のとおりで あります。		
関係会社からの受取配当金 104,224千円	関係会社からの受取配当金 4,800千円		
関係会社からの匿名組合契約	関係会社からの匿名組合契約		
に基づく利益の分配 50,146千円	に基づく利益の分配 59,798千円		

## (株主資本等変動計算書関係)

第33期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	2017年 4 月 1 日 現在	増加	減少	2018年 3 月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

# 2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2017年6月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額1,784,014千円(口) 1株当たり配当額46,580円(八) 基準日2017年3月31日(二) 効力発生日2017年6月30日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2018年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
  - ・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額1,901,595千円(口) 配当の原資繰越利益剰余金(八) 1株当たり配当額49,650円(二) 基準日2018年3月31日(ホ) 効力発生日2018年6月29日

# 第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	2018年 4 月 1 日 現在	増加	減少	2019年 3 月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

### 2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2018年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ)配当金の総額1,901,595千円(口)1株当たり配当額49,650円(八)基準日2018年3月31日(二)効力発生日2018年6月29日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2019年6月28日の定時株主総会において、次のとおり配当を提案する予定であります。
  - ・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額2,017,644千円(口) 配当の原資繰越利益剰余金(八) 1株当たり配当額52,680円(二) 基準日2019年3月31日(ホ) 効力発生日2019年6月28日

### (リース取引関係)

第33期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

1.リース資産の内容

事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

2. リース資産の減価償却の方法

「重要な会計方針」の「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1.リース資産の内容

事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しておりましたが、 当事業年度においてリース契約が満了しております。

2. リース資産の減価償却の方法

「重要な会計方針」の「2.固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

#### (金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

第33期	第34期
自 2017年4月1日	自 2018年4月1日
至 2018年 3 月31日	至 2019年 3 月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資産の運用に際しては、 資産運用リスクを極力最小限に留めることを 基本方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収収益は顧客の信用リスクに晒されており、未収委託者報酬は市場リスクに晒されております。投資有価証券は、主にファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、ほとんど1年以内 の支払期日であり、流動性リスクに晒されて おります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

未収収益については、管理部門において取引 先ごとに期日及び残高を把握することで、回 収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク

未収委託者報酬には、運用資産の悪化から回収できず当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績からリスクは僅少であると判断しております。

投資有価証券については、管理部門において 定期的に時価を把握する体制としておりま す。

流動性リスク

当社は、日々資金残高管理を行っており流動 性リスクを管理しております。

(1) 金融商品に対する取組方針 同左

(2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左

(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク 同左

> 市場リスク 同左

流動性リスク

### 2.金融商品の時価等に関する事項

第33期(2018年3月31日現在)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません((注2)参照)。

同左

(単位:千円)

			(半四・ココノ
	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金・預金	16,828,496	16,828,496	
(2)未収委託者報酬	1,524,731	1,524,731	-
(3)未収収益	2,530,730	2,530,730	-
(4)未収入金	1,919	1,919	-
(5)投資有価証券			
その他有価証券	43,545	43,545	-
(6)預り金	(43,264)	(43, 264)	-
(7)未払金	(2,563,951)	(2,563,951)	-
(8)未払費用	(530,106)	(530, 106)	-
(9)未払消費税等	(262,100)	(262,100)	-
(10)未払法人税等	(960,000)	(960,000)	-

(\*)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

第34期 (2019年 3 月31日現在)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません ((注2)参照)。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金・預金	17,817,927	17,817,927	-
(2)未収委託者報酬	1,954,575	1,954,575	-
(3)未収収益	1,951,601	1,951,601	-
(4)未収入金	1,809	1,809	-
(5)投資有価証券			
その他有価証券	43,201	43,201	-
(6)預り金	(54,312)	(54,312)	-
(7)未払金	(2,534,676)	(2,534,676)	-
(8)未払費用	(455,110)	(455,110)	-
(9)未払消費税等	(73,427)	(73,427)	-
(10)未払法人税等	(698,000)	(698,000)	-

(\*)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

### (注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

第33期 2018年 3 月31日現在	第34期 2019年 3 月31日現在	
(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 未収入金、(6) 預り金、(7) 未払金、(8) 未払費用、(9) 未払消費税等及び(10) 未払法人税等	収益、(4) 未収入金、(6) 預り金、(7) 未払	
これらは短期間で決済されるため、時価は帳 簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額 によっております。		
(5) 投資有価証券 時価の算定方法につきましては「重要な会計 方針」の「1.有価証券の評価基準及び評価 方法」に記載しております。	l · · ·	

# (注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。  (単位:千円)  (中位:千円)  (中位:	第33期 2018年 3 月31日現在		第34期 2019年 3 月31日現在	
貸借対照表計上額貸借対照表計上額貸借対照子会社株式 関連会社株式 その他の関係会社 有価証券1,640,302 32,747 31,200子会社株式 関連会社株式 	キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時 価を把握することが極めて困難と認められるた		時価を把握することが極めて困難と認められる	
子会社株式1,640,302子会社株式1関連会社株式32,747関連会社株式その他の関係会社31,200その他の関係会社有価証券有価証券				(単位:千円)
動全	関連会社株式 その他の関係会社	1,640,302 32,747	関連会社株式 その他の関係会社	貸借対照表計上額 1,640,302 32,747 31,200
その他長期差入保証金	敷金 その他長期差入保証金	450,632 10,865	敷金 その他長期差入保証金	450,632 10,030

# (注3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

第33期	第34期
2018年 3 月31日現在	2019年 3 月31日現在
該当事項はありません。	同左

# (注4)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額 第33期(2018年3月31日現在)

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
預金	16,827,976	-	-	-
未収委託者報酬	1,524,731	-	-	-
未収収益	2,530,730	-	-	-
未収入金	1,919	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があ	-	19,743	5,000	-
るもの				
合計	20,885,358	19,743	5,000	-

# 第34期(2019年3月31日現在)

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
預金	17,817,465	•		-
未収委託者報酬	1,954,575	-	-	-
未収収益	1,951,601	-	-	-
未収入金	1,809	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があ るもの	8,308	13,426	5,810	-
合計	21,733,759	13,426	5,810	-

<u>(</u> 有価証券関係)	
第33期 2018年 3 月31日現在	第34期 2019年 3 月31日現在
1 . 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券	1 . 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券
子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式1,640,302千円、関連会社株式32,747千円)並びにその他の関係会社有価証券(貸借対照表計上額 31,200千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。	子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式1,640,302千円、関連会社株式32,747千円)並びにその他の関係会社有価証券(貸借対照表計上額 31,200千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位:千円)

2 . その他有価証券

(単位:千円)

_				
	区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
	貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えるもの			
	証券投資 信託	27,151	21,652	5,498
	貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えないも の			
	証券投資 信託	16,394	18,178	1,783
Γ	合計	43,545	39,831	3,714

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)					
区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額		
貸借対照 表計上額が 取得原るもの 起える券投 信託	27,344	22,052	5,292		
貸借対照 表計上額価を 超えないも の 証券 信託	15,856	18,126	2,269		
合計	43,201	40,179	3,022	İ	

- 3. 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当事項はありません。
- 3. 当事業年度中に売却したその他有価証券 同左

### (退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用 しております。

退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間3年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間3年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2.確定給付制度

# (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

		第33期		第34期
	自	2017年4月1日	自	2018年4月1日
	至	2018年3月31日	至	2019年3月31日
退職給付引当金の期首残高		393,213千円		386,552千円
退職給付費用		46,223千円		38,082千円
退職給付の支払額		43,667千円		37,318千円
確定拠出年金制度への移管額		9,217千円		9,217千円
- 退職給付引当金の期末残高		386,552千円		378,099千円

# (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年 金費用の調整表

	第33期	第34期
	2018年 3 月31日現在	2019年 3 月31日現在
積立型制度の退職給付債務	-	-
年金資産	-	-
	-	-
非積立型制度の退職給付債務	386,552千円	378,099千円
貸借対照表に計上された負債と資産 の純額	386,552千円	378,099千円
退職給付引当金	386,552千円	378,099千円
貸借対照表に計上された負債と資産 の純額	386,552千円	378,099千円

### (3) 退職給付費用

		第33期		第34期
	自	2017年4月1日	自	2018年4月1日
	至	2018年3月31日	至	2019年3月31日
簡便法で計算した退職給付費用		37,006千円		28,865千円

### 3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第33期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 54,764千円、第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)62,736千円であります。

# (税効果会計関係)

### 1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第33期 (2018年 3 月31日現在)	第34期 (2019年 3 月31日現在)
繰延税金資産		
退職給付引当金	118,362千円	115,773千円
未払金	4,251千円	3,921千円
賞与引当金	86,484千円	95,929千円
未払法定福利費	10,538千円	10,904千円
未払事業所税	3,288千円	3,587千円
未払事業税	50,364千円	40,339千円
未払調査費	44,622千円	83,845千円
減価償却超過額	78,443千円	98,061千円
繰延資産超過額	237千円	1,733千円
未払確定拠出年金	1,519千円	1,664千円
未収実績連動報酬	-	3,881千円

		万叫此为"我口言(72当汉
過大確定拠出年金掛金	-	19千円
未払費用	89,977千円	74,029千円
繰延税金資産小計	488,088千円	533,691千円
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	488,088千円	533,691千円
繰延税金負債		
特別償却準備金	16千円	7千円
その他有価証券評価差額金	1,137千円	925千円
繰延税金負債合計	1,154千円	932千円
繰延税金資産の純額	486,934千円	532,758千円

# 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第33期	第34期
(2018年 3 月31日現在)	(2019年 3 月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	

### (セグメント情報等)

(ピノグノー間報号)	
第33期 自 2017年 4 月 1 日 至 2018年 3 月31日	第34期 自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日
[セグメント情報] 当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に 定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設 定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金 融商品取引業者として運用(投資運用業)を行っ ております。また「金融商品取引法」に定める投 資助言・代理業を行っております。 当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれ らの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セ グメントとしております。従いまして、開示対象 となるセグメントはありませんので、記載を省略 しております。	セグメント情報] 引左

### [関連情報]

- 1. 製品及びサービスごとの情報 単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が 損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記 載を省略しております。
- 2. 地域ごとの情報
- (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の 営業収益の90%を超えるため、記載を省略し ております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

- 3. 主要な顧客ごとの情報
- (1) 投資信託の名称

東京海上・円資産バランスファンド (毎月決 算型)

- (2) 委託者報酬 2,915,606千円
- (3) 関連するセグメント名 投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの 附帯業務を集約した単一セグメント

### [関連情報]

- 製品及びサービスごとの情報
   同左
- 2. 地域ごとの情報
- (1) 営業収益 同左
- (2) 有形固定資産 同左
- 3. 主要な顧客ごとの情報
- (1) 投資信託の名称東京海上・円資産バランスファンド(毎月決算型)
- (2) 委託者報酬 3,641,416千円
- (3) 関連するセグメント名 投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの 附帯業務を集約した単一セグメント

### (関連当事者情報)

第33期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

- 1. 関連当事者との取引
- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等 重要な取引はありません。
- (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等 重要な取引はありません。
- (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有 割合	関連当 事者と の関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
同一の 親会社 をもつ 会社	東京海上日動火災 保険株式会社	東京都 千代田区	101,994,694 千円	損害保険業	なし	運用の 一任 役員の 兼任	運用受 託報酬 の受取	1,518,481	未収収益	386,279
同一の 親会社 をもつ 会社	Delphi Capital Management, Inc.	米国・ ニューヨーク	USD 1千	資産運用業	なし	運用の 再委託	委託 調査費 の支払	936,716	未払金	288,919

- (注)\*取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。
  - \*取引金額には、消費税等は含まれておりません。
- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等 重要な取引はありません。

- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報
- (1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報 重要な関連会社はありません。

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

- 1. 関連当事者との取引
- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等 重要な取引はありません。
- (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等 重要な取引はありません。
- (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等重要な取引はありません。
- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等 重要な取引はありません。
- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報
- (1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報 重要な関連会社はありません。

# (1株当たり情報)

(1株当にり情報)	
第33期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	
1株当たり純資産額	504,352円83銭
1株当たり当期純利益金額	110,003円02銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式 しておりません。	が存在しないため記載
(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎 貸借対照表の純資産の部の合計額 純資産の部の合計額から控除する金額 普通株式に係る当期末の純資産額 1 株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数	19,316,713千円 - 19,316,713千円 38,300株
1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益金額 普通株主に帰属しない金額 普通株式に係る当期純利益金額 普通株式の期中平均株式数	4,213,116千円 - 4,213,116千円 38,300株

(自 至	第34期 2018年 4 月 1 日 2019年 3 月31日)
1株当たり純資産額	542,507円07銭
1 株当たり当期純利益金額	87,816円78銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株 しておりません。	式が存在しないため記載
(注)1株当たり純資産額の算定上の基礎 貸借対照表の純資産の部の合計額 純資産の部の合計額から控除する金額 普通株式に係る当期末の純資産額	20,778,021千円 - 20,778,021千円
1 株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益金額 普通株主に帰属しない金額	38,300株 3,363,382千円 -
普通株式に係る当期純利益金額 普通株式の期中平均株式数	3,363,382千円 38,300株

# 中間財務諸表 中間貸借対照表

(単位:千円)

当中間会計期間 (2019年 9 月30日現在)				
資産の部	<u> </u>			
流動資産				
現金・預金		16,391,035		
前払費用		169,413		
未収委託者報酬		2,264,946		
未収収益		2,409,775		
未収入金		22,553		
その他の流動資産		23,480		
流動資産計		21,281,205		
固定資産				
有形固定資産	* 1	572,176		
建物		404,959		
器具備品		167,216		
無形固定資産		17,518		
電話加入権		3,795		
ソフトウエア仮勘定		13,722		
投資その他の資産		3,141,678		
投資有価証券		77,633		
関係会社株式		1,673,049		
その他の関係会社有価証券		31,200		
長期前払費用		23,029		
敷金		450,632		
		10,030		
繰延税金資産		876,103		
固定資産計		3,731,372		
資産合計		25,012,578		
負債の部				
流動負債				
未払金		2,027,310		
未払手数料		1,029,360		
その他未払金		997,949		
未払費用		354,421		
未払消費税等	* 2	129,230		
未払法人税等	_	1,043,000		
預り金		49,969		
前受収益		14,362		
賞与引当金		481,550		
その他の流動負債		12		
流動負債計		4,099,857		
固定負債				
退職給付引当金		732,354		
固定負債計		732,354		
負債合計				
		4,832,211		
純資産の部 サンスナ		00 470 004		
株主資本		20,178,621		
資本金		2,000,000		
資本剰余金		400,000		

貝頂・純貝佐口引	25,012,576
純資産合計 負債・純資産合計	20,180,366 25,012,578
その他有価証券評価差額金	1,745
評価・換算差額等	1,745
繰越利益剰余金	17,278,615
特別償却準備金	5
その他利益剰余金	17,278,621
利益準備金	500,000
利益剰余金	17,778,621
その他資本剰余金	400,000

# 当中間会計期間 (自 2019年4月1日

(	(自 2019年4 至 2019年9		
	<u> </u>	7300日 /	
委託者報酬			7,524,393
運用受託報酬			4,252,315
投資助言報酬			30,928
その他営業収益			186,820
営業収益計			11,994,458
営業費用			
支払手数料			3,540,165
広告宣伝費			141,048
調査費			2,738,418
調査費			1,339,056
委託調査費			1,399,361
委託計算費			62,315
営業雑経費			144,140
通信費			18,197
印刷費			98,645
協会費			13,896
諸会費			6,343
図書費			7,057
営業費用計			6,626,088
一般管理費			
給料			1,473,323
役員報酬			56,880
給料・手当			1,261,518
賞与			154,925
交際費			9,299
寄付金			2,231
旅費交通費			94,102
租税公課			75,821
不動産賃借料			187,847
退職給付費用			393,207
賞与引当金繰入			481,550
固定資産減価償却費		* 1	44,275
法定福利費			279,063
福利厚生費			9,776
諸経費			254,123
一般管理費計			3,304,621

営業利益	2,063,748
営業外収益	
受取利息	61
受取配当金	86
雑益	6,429
営業外収益計	6,577
営業外費用	
為替差損	16,795
雑損	629
営業外費用計	17,424
経常利益	2,052,900
特別損失	
器具備品除却損	0
特別損失計	0
税引前中間純利益	2,052,900
法人税、住民税及び事業税	975,749
法人税等調整額	343,190
法人税等合計	632,559
中間純利益	1,420,341

# 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本					
		資本剰余金利益剰余金				
	資本金	その他資本 資本剰余金	その他利益 剰余金		I	
		剰余金	合計	利益準備金	特別償却 準備金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	16	17,875,907
当中間期変動額						
剰余金の配当						2,017,644
特別償却準備金の取崩					10	10
中間純利益						1,420,341
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)						
当中間期変動額合計	-	-	-	-	10	597,292
当中間期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	5	17,278,615

	株主資本		評価・換算差額等		
	利益剰余金	<b>#</b> 十 答 未	その他	評価・換算	純資産合計
	利益剰余金 合計	株主資本 合計	有価証券 評価差額金	差額等 合計	*UQÆIH
当期首残高	18,375,924	20,775,924	2,096	2,096	20,778,021
当中間期変動額					
剰余金の配当	2,017,644	2,017,644			2,017,644
特別償却準備金の取崩	-	-			-
中間純利益	1,420,341	1,420,341			1,420,341

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)			351	351	351
当中間期変動額合計	597,302	597,302	351	351	597,654
当中間期末残高	17,778,621	20,178,621	1,745	1,745	20,180,366

# 注記事項

注記事項 重要な会計方針	
主文体公司门间	当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
1.資産の評価基準及び 評価方法	有価証券 (1) 子会社株式及び関連会社株式 並びにその他の関係会社有価 証券 移動平均法による原価法
	(2) その他有価証券
	時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
	時価を把握することが極めて 困難と認められるもの
	移動平均法による原価法
2 . 固定資産の減価償却 の方法	有形固定資産 定率法を採用しております。ただ し、2016年4月1日以降に取得し た建物附属設備については、定額 法を採用しております。また、取 得価額が10万円以上20万円未満の 少額減価償却資産については、一 括償却資産として3年間で均等償 却する方法を採用しております。
3 . 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金
	従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当中間会計 期間負担額を計上しております。
	(2) 退職給付引当金
	従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
	退職給付見込額の期間帰属方 法
	退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。
	数理計算上の差異及び過去勤 務費用の費用処理方法

	数理計算上の差異は、各会計 年度の発生時における従業員 の平均残存勤務期間以内の一 定の年数(10年)による定の 法により按分した額をそれぞ れ発生の翌会計年度から費用 処理しております。 過去勤務費の平均残存勤務期間 以内の一定の年数(10年) よる定額法により費用処理しております。
4 . 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理
方法	は、税抜方式によっております。

# (追加情報)

当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

## (退職給付債務の計算方法の変更)

当社は、退職給付債務の計算方法について、従来まで期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法によっておりましたが、従業員数の増加に伴い当事業年度より原則的な方法に変更しております。この変更に伴い、当中間会計期間末における退職給付引当金が319,413千円増加し、同額を退職給付費用として一般管理費に計上しております。

(中間貸借対照表関係)

		当中間会計期間 (2019年9月30日現在)		
1	有形固定資産の 減価償却累計額	建物 器具備品	97,396千円 498,508千円	
2	消費税等の取扱 い		F及び仮受消費税等は 未払消費税等として ます。	

## (中間損益計算書関係)

		当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
1	減価償却実施額	有形固定資産 44,275千円

# (中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

## 1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (株)	当中間会計期間 増加 (株)	当中間会計期間減少 (株)	当中間会計期間末 (株)
普通株式	38,300	-	-	38,300

## 2.配当に関する事項

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

### 配当金支払額

2019年6月28日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額・・・・・・2,017,644千円

(ロ) 1株当たり配当額・・・・・52,680円

(八) 基準日・・・・・・・・・2019年3月31日

(二) 効力発生日・・・・・・・2019年6月28日

## (金融商品関係)

当中間会計期間 (2019年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日現在における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません((注2)参照)。

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金・預金	16,391,035	16,391,035	-
(2)未収委託者報酬	2,264,946	2,264,946	-
(3)未収収益	2,409,775	2,409,775	-
(4)未収入金	22,553	22,553	-
(5)投資有価証券			
その他有価証券	77,633	77,633	-
(6)預り金	(49,969)	(49,969)	-
(7)未払金	(2,027,310)	(2,027,310)	-
(8)未払費用	(354,421)	(354,421)	-
(9)未払消費税等	(129,230)	(129,230)	-
(10)未払法人税等	(1,043,000)	(1,043,000)	-

(\*)負債で計上されているものについては、( )で示しております。

- (注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
  - (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 未収入金、(6) 預り金、(7) 未払金、
  - (8) 未払費用、(9) 未払消費税等並びに(10) 未払法人税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており ます。
  - (5) 投資有価証券

時価の算定方法につきましては「重要な会計方針」の「1.資産の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)子会社株式(中間貸借対照表計上額 1,640,302千円)及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 32,747千円)及びその他の関係会社有価証券(中間貸借対照表計上額 31,200千円)及び敷金(中間貸借対照表計上額 450,632千円)並びにその他長期差入保証金(中間貸借対照表計上額 10,030千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

## (有価証券関係)

当中間会計期間(2019年9月30日現在)

1 . 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 子会社株式1,640,302千円、関連会社株式32,747千円)並びにその他の関係会社有価証券(中間貸借対照表計上額 31,200千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

### 2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	証券投資信託	41,234	35,140	6,094

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	証券投資信託	36,399	39,977	3,578
合計		77,633	75,118	2,515

## (セグメント情報等)

## [セグメント情報]

当中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行う とともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用(投資運用業)を行っております。また 「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

#### [関連情報]

当中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1.製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の名称	委託者報酬 (単位:千円)	関連するセグメント名
東京海上・円資産バランスファンド(毎月 決算型)	2,440,965	投資運用業及び投資助言・ 代理業にこれらの附帯業務 を集約した単一セグメント

## (1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	
1株当たり純資産額	526,902円52銭
1株当たり中間純利益金額	37,084円62銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載 しておりません。

# (注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎

中間貸借対照表の純資産の部の合計額
純資産の部の合計額から控除する金額

20,180,366千円

普通株式に係る中間会計期間末の純資産額

20,180,366千円

1株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数

38,300株

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎

中間損益計算書上の中間純利益金額

1,420,341千円

普通株主に帰属しない金額

1,420,341千円

普通株式に係る中間純利益金額 普通株式の期中平均株式数

38,300株

# 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## 5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

#### (2)訴訟事件その他の重要事項

提出日現在、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実、及び重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

# 第2【その他の関係法人の概況】

# 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

·名称 三井住友信託銀行株式会社

(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

・資本金の額 342,037百万円(2019年3月末日現在)

・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関す

る法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

<参考情報:再信託受託会社の概要>

・名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

・資本金の額 51,000百万円 (2019年3月末日現在)

・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関

する法律に基づき信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

<u>(2) 販売会社</u>		
名称	資本金の額()	事業の内容
岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円	
エース証券株式会社	8,831百万円	
SMBC日興証券株式会社	10,000百万円	
株式会社SBI証券	48,323百万円	
FFG証券株式会社	3,000百万円	
岡三証券株式会社	5,000百万円	
OKB証券株式会社	1,500百万円	
九州FG証券株式会社	3,000百万円	
ぐんぎん証券株式会社	3,000百万円	
ごうぎん証券株式会社	3,000百万円	
静銀ティーエム証券株式会社	3,000百万円	
七十七証券株式会社	3,000百万円	
株式会社証券ジャパン	3,000百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金  融商品取引業を営んでいます。
とうほう証券株式会社	3,000百万円	
東洋証券株式会社	13,494百万円	
日産証券株式会社	1,500百万円	
野村證券株式会社	10,000百万円	
八十二証券株式会社	3,000百万円	
浜銀TT証券株式会社	3,307百万円	
百五証券株式会社	3,000百万円	
フィデリティ証券株式会社	9,257百万円	
松井証券株式会社	11,945百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
丸三証券株式会社	10,000百万円	
みずほ証券株式会社	125,167百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	

		万川此为"和口言 ( 7) 当汉	
株式会社愛知銀行	18,000百万円		
株式会社あおぞら銀行	100,000百万円		
株式会社足利銀行	135,000百万円		
株式会社イオン銀行	51,250百万円		
株式会社池田泉州銀行	61,385百万円		
株式会社大垣共立銀行	46,773百万円		
株式会社鹿児島銀行	18,130百万円		
株式会社きらぼし銀行	43,734百万円		
株式会社滋賀銀行	33,076百万円		
株式会社七十七銀行	24,658百万円		
株式会社十六銀行	36,839百万円		
株式会社常陽銀行	85,113百万円		
株式会社大光銀行	10,000百万円		
株式会社第三銀行	37,461百万円	銀行法に基づき	
株式会社千葉銀行	145,069百万円	M/	
株式会社中京銀行	31,844百万円		
株式会社東邦銀行	23,519百万円		
株式会社南都銀行	37,924百万円		
株式会社東日本銀行	38,300百万円		
株式会社肥後銀行	18,128百万円		
株式会社百五銀行	20,000百万円		
株式会社福井銀行	17,965百万円		
株式会社福岡銀行	82,329百万円		
株式会社福岡中央銀行	2,500百万円		
株式会社北海道銀行	93,524百万円		
株式会社みずほ銀行	1,404,065百万円		
株式会社武蔵野銀行	45,743百万円		
株式会社横浜銀行	215,628百万円		
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。	
信金中央金庫	690,998百万円		
岡崎信用金庫	3,132百万円	┃ ┃信用金庫法に基づき信用金庫の事	
京都信用金庫	12,240百万円	業を営んでいます。	
広島信用金庫	3,604百万円		
( ) 2019年3日末日租在 ただし 0.6	D =T 类		

( ) 2019年3月末日現在。ただし、OKB証券株式会社は2019年10月7日現在。 信金中央金庫、岡崎信用金庫、京都信用金庫および広島信用金庫の資本金の額の箇所には出資の総額を記載し

# 2【関係業務の概要】

ております。

受託会社は、信託財産の保管・管理等を行います。また、当ファンドにかかる信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。

販売会社は、募集・販売の取扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払い等を行います。

# 3【資本関係】

EDINET提出書類 東京海上アセットマネジメント株式会社(E06433) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

資本関係はありません。

# 第3【参考情報】

当計算期間において、当ファンドに係る以下の書類を関東財務局長宛に提出しております。

書類名	提出年月日	
有価証券届出書	2019年 8 月20日	
有価証券報告書	2019年 8 月20日	
臨時報告書	2019年 6 月 3 日 2019年 9 月 3 日	

# 独立監査人の監査報告書

2019年6月3日

#### 東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PWCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒 川 進業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久 保 直 毅

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に 掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第34期事業年度の 財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監 査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2020年 1 月15日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保 直毅

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上・ニッポン世界債券ファンド(為替ヘッジあり)の2019年5月21日から2019年11月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当 監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用され る。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部 統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積 りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上・ニッポン世界債券ファンド(為替ヘッジあり)の2019年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の 規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2019年12月2日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役 会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 奈 良 昌 彦

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久 保 直 毅

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に 掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第35期事業年度の 中間会計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益 計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利宝悶係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております
  - 2 .XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。